

令和5年第2回印西地区環境整備事業組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年10月13日
2. 招集の場所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
3. 開 会 令和5年10月13日
4. 応招、出席議員

1番 松 尾 榮 子	2番 松 本 有利子
3番 増 田 葉 子	4番 塚 田 湧 長
5番 秋 谷 公 臣	6番 柴 田 圭 子
7番 大 野 忠 寄	8番 野 田 泰 博
9番 軍 司 俊 紀	10番 長谷川 則 夫
5. 不応招、欠席議員
なし
6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

管 理 者 板 倉 正 直	副管理者 笠 井 喜久雄
副管理者 橋 本 浩	
代表監査 委 員 椎 名 眞 一	会 計 管 理 者 高 橋 幸 江
事務局長 伊 藤 章	庶務課長 山 崎 昌 志
印 西 ク リ ー ン セ ン タ ー 工 場 長 塩 崎 一 郎	平 岡 自 然 公 園 事 業 推 進 課 長 浅 倉 郁
7. 管理者提出議案

報告第1号	継続費精算報告書の報告について
認定第1号	令和4年度印西地区環境整備事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号	令和4年度印西地区環境整備事業組合基地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第1号	令和5年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第2号）について
8. 議員提出議案 なし
9. 議事日程 議長は、あらかじめ配付した議事日程に基づき、報告した。
10. 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 増 田 葉 子	4番 塚 田 湧 長
------------	------------
11. 議事の経過

◎開会の宣告

○議長（長谷川則夫議員） 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日はお忙しい中、ご苦労さまです。

ただいまから令和5年第2回印西地区環境整備事業組合議会定例会を開会いたします。

現在クールビズの励行により、上着、ネクタイを外されても結構でございます。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（長谷川則夫議員） 本日の会議を開きます。

議事に入ります。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和5年第2回印西地区環境整備事業組合議会定例会は成立しました。

◎管理者挨拶

○議長（長谷川則夫議員） 初めに、管理者より招集の挨拶をお願いします。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年第2回印西地区環境整備事業組合議会定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、組合事業についてご報告をいたします。

ごみ処理事業でございますが、今年度4月から9月までに印西クリーンセンターに搬入された総ごみ量は2万4,357トンで、前年度比約1,111トン、4.36%の減となっております。このような状況の中、今年度も引き続き構成市町と協力し、ごみの減量化、資源化に取り組んでまいり所存でございます。

次に、温水センター事業でございますが、今年度4月から9月までの利用者数は約9万人と多くの方々にご利用をいただいているところでございます。また、来館者500万人の達成記念式典を9月24日に開催いたしました。これは8月12日に平成5年の開館以来、来館者が500万人目を達成したものでございます。

次に、次期中間処理施設整備事業でございますが、さきの臨時議会でも申し上げましたが、令和5年4月の次期施設の整備運営事業の入札公告により、事業者選定に係る諸手続を進めているところでございます。また、アクセス道路や地域振興策予定地の用地取得を、継続して進めているところでございます。

次に、平岡自然公園事業でございますが、印西斎場の今年度4月から9月末現在、火葬件数は813件、前年度比でマイナス249件、7.7%の減。次に平岡自然の家の実績ですが、今年度上半期、全体件数で922件、前年度同時期比でプラス203件、7.8%の増。最後に印西霊園の実績ですが、使用許可件数は31件、前年比マイナス99件、マイナス75.2%の減でございました。また、印西霊園の合葬式墓地でございますが、大変ご心配をおかけしてまいりましたが、去る8月末に無事工事を完了し、9月下旬には関係者及び一般の方を対象とした内覧会を実施いたしました。今後は、週明け16日から公募申込みを開始する予定となっております。

以上が組合事業の概要報告でございます。

さて、本日も審議いただきます案件でございますが、報告第1号は継続費精算報告書の報告について、認定第1号、第2号は令和4年度一般会計及び墓地事業特別会計の歳入歳出決算の認定について、議案第1号は令和5年度一般会計補正予算（第2号）についての、以上、案件は4件でございます。

詳細につきましては後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

○議長（長谷川則夫議員） ありがとうございます。

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川則夫議員） それでは、議事日程を申し上げます。
議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川則夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席3番、増田葉子議員、議席4番、塚田湧長議員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（長谷川則夫議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（長谷川則夫議員） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

- 議長（長谷川則夫議員） 日程第3、諸般の報告を行います。
本日管理者から議案の送付があり、これを受理したので、報告します。
地方自治法第121条の規定による出席要求に対する出席者については、お手元に配付の写しのとおりです。
次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に印刷物を配付してございますので、ご了承願います。
以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

- 議長（長谷川則夫議員） 日程第4、一般質問を行います。
なお、一般質問については、一問一答方式、質問時間30分の申合せになっておりますので、議事進行にご協力をお願いいたします。
質問の通告がありました議席9番、軍司俊紀議員の発言を許します。
軍司議員。
- 9番（軍司俊紀議員） おはようございます。9番、軍司俊紀でございます。通告に基づき、一問一答で一般質問をさせていただきます。
質問に入ります。質問1、次期中間処理施設整備事業の進捗状況についてお聞きします。令和10年度の稼働開始に向け、残り5年を過ぎた現在、事業進捗に遅れはないか、事業進捗を確認する。
（1）、令和5年度に計画されている事業実施は、予定どおりか。
①、施設整備基本設計、建設工事発注に向けて、機種選定に向けての応募締め切りを過ぎた現在、情報公開はどこまで可能か、お聞きします。
- 議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。
- 印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。
次期中間処理施設の工事発注につきましては、予定どおりに進んでおり、複数者からの応募をいただきまして、9月27日付で入札参加者から事業提案書の受付を行ったところでございます。今後につきましては、11月下旬に事業者選定委員会におきまして、事業者からのヒアリング、また開札を行いまして、12月に落札者の決定、また公表を行い、令和6年2月議会において契約の議案を上程する予定となっております。

また、議員のご質問の情報公開につきましては、現在入札中であることから、情報公開条例第7条第6号、当該事務または事業の性質上、適正な当該事務または事業に支障を及ぼすおそれがある情報につきましては非公開とされておりますので、落札者が決定するまでは非公開として、ご理解いただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今、ご回答の中で、落札者が決定するまでの非公開ということは分かったのですけれども、それでは例えば何者から応募があったかという、その何者かというのはご回答いただけるわけですか。そこの中から何者選ぶのかという話になると思うのですけれども、それがお答えできるか、これも非公開であれば非公開で構わないのですけれども、お答えできる範囲で回答ください。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまのご説明したとおり、何者というのも非公開でお願いしたいと考えております。現在におきましては複数者から入札のほうの応募いただいております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 入札に支障があるということは、決定までに支障があるということで理解しました。

それでは、決まるまでの過程の中で、では今事業者選定委員会ってやっていますけれども、では事業者選定委員会は今組合のほうから諮問を受けて、答申に向けての活動、作業をしていると思うのですけれども、この事業者選定委員会は1者のみを当然管理者に答申するって考えてよろしいのですか確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、お答えさせていただきます。

事業者選定委員会におきましては、審査を行い、総合評価点が最も高い最優秀提案者の1者を選定いたします。また、答申の中では、参加者全ての審査結果を添付いたしまして提出するものでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 1者答申するということは分かりましたけれども、その答申に対して、これは委員会が答申するものですから、重きを置かなくてはならないというふうに重々承知しているわけなのですけれども、正副管理者が異を唱えることはあるのでしょうか、できるのでしょうか確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

事業者選定委員会につきましては、管理者から諮問された事項につきまして、調査及び審議を行うものであり、一般的には委員会の答申が尊重されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 一般的には、委員会の答申により決定されるということで了解しました。

であれば、先ほど今後は11月下旬に事業者選定委員会において、事業者からヒアリングをして開札をして、12月に落札者の決定または公表を行うというような回答があったのですけれども、では最終的落札者の決定は管理者がやるというふうにして、管理者が決定するという考え方で間違いはないのかどうか確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、お答えさせていただきます。

落札者の決定につきましては、事業者選定委員会の答申を踏まえ、副管理者等の決裁を経まして管理者が決定することとなります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 先ほどの質問とご答弁にも重なる部分があるのですが、入札参加者の審査結果は、いつ公表されるのか、改めて確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、お答えさせていただきます。

事業者選定委員会における審査結果につきましては、組合のホームページにて公表する予定をしております。また、公表時期につきましては12月中下旬を予定しております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） それでは、ちょっとお聞きをしたいのですが、この公表ということについてなのでは、最終的には12月の中旬に公表するということなのですが、当然今委員会に諮問して、これから決定のほうの流れに、プロセスに進むというふうにして思うのですが、今施設整備の運営基準とか落札者の決定基準書というものが公表されていると思うのですが、この中に評価項目とか配点というのがたしか書いてあったと思うのですが、この評価項目ごとの採点結果というのも公表されるものなのですか、公表されるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、お答えさせていただきます。

事業者選定委員会における公表、項目ごとの採点結果につきましては、事業者選定委員会の答申に基づき公表はさせていただきますと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） ぜひ公明正大に事業者を決定したということを明らかにするために、評価項目はもう公表されていますけれども、配点及びその採点結果はどうだったのかというものをしっかり公表してほしいというふうに思います。

次の項目に入ります。地域振興基本計画の進捗はどうなっているかということについてなのですが、こちらについては組合のホームページのほうに、サウンディング調査の受託事業者が株式会社流通研究所と決定されたということがホームページ上に公表されました。今後の事業進捗の流れがどのように進むのかというのを改めて確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、お答えします。

現在実施しておりますサウンディング型市場調査につきましては、13者からの参加申込みをいただきまして、現在ヒアリングまで終了しているような状況でございます。今後につきましては、サウンディング型市場調査の結果を基礎としながら、令和6年度に導入する機能、規模及び事業スキームなど、主要項目の精査を進め、令和7年度に最終的な計画内容を明らかとする基本設計を策定する予定となっております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今のご回答の中で、サウンディング型市場調査については13者から参加申込みいただいたということなのですが、ホームページ上での公表結果を見ると、これ多分サウンディング調査の受託事業者を株式会社流通研究所として、その株式会社流通研究所のところに13者応募があったように聞こえてくるわけなのですが、まずそもそも論ちょっとお聞きしたいのですが、この株式会社流通研究所に決定されたというのはホームページに載っているわけですが、この株式会社流通研究所以外に受託事業者として声を上げてきたところはなかったのだろうか、つまり決まった経緯というものがちょっとよく分からないので、そこを教えてくださいませんか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、お答えさせていただきます。

サウンディング型市場調査の業務委託につきましては、公募型のプロポーザル方式で決定させていただきました。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今公募型プロポーザル方式により決定したものだという内容は分かるのです。だけれども、そもそも印西地区環境整備事業組合のほうで今回の地域振興基本計画をやりますよといったような、公募型でプロポーザルでやるということで、株式会社流通研究所に決まったと、私はこの会社よく存じ上げているわけではないのですけれども、ほかにも同じようなところができる事業者っていっぱいあると思うのです。例えば1者しか応募してこなかったと、もちろんその結果プロポーザルの内容を見て、よかろうということで組合が決定したと思うのですけれども、このプロポーザルの周知方法というのは一体どうやって周知されたのか、そこを確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、お答えさせていただきます。

周知方法につきましては、一般競争入札や、これまで組合で執行してきましたプロポーザルの例に倣い、プロポーザル募集要項を組合のホームページに掲載いたしまして、周知のほうはさせていただきました。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 時間の関係があつて、あまり突っ込みはしないのですけれども、この組合で今まで執行したプロポーザルの例に倣いということ、それで本当によかったのだろうかという疑問は残るわけです。業界誌もあるわけですから、業界誌等に載っけて広くやりますからどうでしょうかというような提案をすべきだったのかなというふうに私思うのですけれども、ここはこれ以上は申し上げませんので、もしもし方が一同じようなサウンディング調査をやるというようなことがあった場合には、周知徹底をお願いしたいというふうに思います。

最後にちょっとお聞きをしたいのは、この地域振興基本計画についてなのですけれども、今ホームページ上、それから広報にも何か夢のような、こんなのできるわけではないと思ながら私は見ているわけなのですけれども、あくまでも草案、たたき台として現在出来上がってきているものが公表されていて、今後そのサウンディング調査をやっていく中で、令和5年度中にこの13者から参加申込みをいただいて、ヒアリングまでやったものを流通研究所がまとめ、そして令和6年度、令和7年度にかけてまた組合のほうでその内容をブラッシュアップしながら、地域振興計画をどういうものにするのかと、もちろん今出ているものがベースなのかどうかも私は分かりませんが、今あるものが本当にベースになるとは私は信じられないので、今後改めてこの地域振興事業の決定プロセスというのはどうなっていくのか、そこ確認したいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、お答えさせていただきます。

現在実施中のサウンディング型市場調査業務等の成果を基礎としながら、令和6年度に導入する機能、規模及び事業スキームなど、計画内容の精査を進めさせていただきました、令和7年度に最終的な内容を明らかとする基本設計を策定する予定となっております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） こちらの地域振興事業については、上限が決まっていますので、この上限の金額に沿った形できちんと運営をしていかなければならないと思いますので、それらを踏まえてこの地域振興事業の決定に向けていただければと思います。これはこれで決定、今令和5年度やって、6年度、7年度進んでいく中で、当然予算は使っていくわけですから、その予算の中で33億8,000万円の中でもう何千万か、1億、2億使っているはずなので、その中でうまくやっていって

ただければというふうに思っています。

(2) なのですけれども、令和5年度に予定されている都市計画の決定手続については予定どおりかということで、こちらで環境影響調査を行っていて、その環境影響評価との関連性を併せて確認したいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまご質問にご回答させていただきます。

都市計画決定は、都市の将来あるべき姿を想定し、環境に対する配慮を含め総合的に判断し、決定する必要があることから、環境影響評価法や千葉県環境影響評価条例に規定された対象事業規模以上の都市施設や市街地開発事業を都市計画決定定める場合には、事業者に代わりまして都市計画決定権者であります印西市が都市計画決定手続と併せて環境影響評価を行うこととされておりますので、現在予定どおりに進めさせていただいているところでございます。

今年度の手続といたしましては、環境影響評価基準書が10月3日から公告縦覧が行われ、住民説明会及び千葉県環境影響評価委員会審議を経て、評価書の作成が進められるところになっております。また、都市計画決定手続につきましても、昨年度に都市計画決定の決定図書の原案が作成され、今年度につきましては都市計画決定の決定図書の案を10月3日から公告縦覧が行われまして、今年度末に都市計画決定がされる予定で進められております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 実は、この質問を出した後に印西市のホームページ及び組合のホームページにこの決定手続のプロセスといったことについて記載があったので、先に出せよと思いながらちょっと見ていたわけなのですけれども、印西市のホームページあるいは組合のほうのホームページを見ると、まず環境影響評価の準備書についてなのですけれども、これ全部で何ページあるのですかという話なのです。私これ自分が質問もするし、興味もあったので見てみたのですけれども、まず一番初めに準備書の第1章から第2章を開いたら、第1章から第2章だけで49ページあったのです。「えっ」と思って、その後準備書の第3章が複数あって、98ページ、81ページあって、全部調べていったら998ページあるのです。さすがにちょっとこれは読むの大変だと思いながら要約書を見たら、要約書だけで245ページあるのです。これ要約なのですか。この後に質問する中で、当然これ都市計画決定するために環境影響評価の準備書の説明会をやるわけです。10月21日、10月22日、それぞれ佐倉の志津のコミュニティセンターと、この環境整備事業組合でやるわけです。これ何を使って説明会やるのですか。この245ページあるものを使って、概要だからといって説明するのですか。もちろんこれ縦覧するための資料として998ページあるものを、仕事の方はこちらに来て、それからこちらでなくても印西市役所、白井市役所等々に行ってみることはあるかもしれませんが、この説明会をやるに当たって何をベースに、まさか245ページ全部説明するつもりなのか、その辺ちょっとどういう認識の下にこの説明会をされるのか、その流れというのをちょっとまず教えていただけますか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） ただいま議員ご説明いただいたとおり、大変厚いものになっております。こちらに要約書ございますが、これだけの厚さということで、なかなか確かに説明するのは大変なものがございます。しかしながら、私どもの事務といたしましては、説明会ということになりますので、基本的には要約書のほうを元として、そのうちの要点を説明するようになるかと思います。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） その要約書を現実に説明するということは、当然これは業務としてやるわけだから理解はできるのですけれども、参加者が例えば複数いらっしゃる場合に、245ページあるその冊子をみんなに配るのですか、それとも閲覧をしてくれといって一回貸し出すのか、それとも私が何を言いたいのかというと、もっと要約できないのというのをお聞きしたいわけです。その辺って、

どう思われますか。これ来られて、いきなりこれが概要書です。概説ですって245ページのその冊子渡されたら、何を言っているのだという話になりません、どうでしょう。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

確かに大変厚いものとなっております。ただ、しかしながらこの業務に対してはこれぐらいの厚さが必要になってしまったのかということで、私どもは認識しておりますし、説明会を聞きに来た方には大変申し訳ないですが、縦覧のほうで確認をしていただくようになるかと思っておりますので、ご理解をいただくということでよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） これだけを質問をしているわけにいかないの、次に入りますけれども、説明会のときにはちょっとぜひ工夫をしていただきたいなと思うわけです。

この説明会なのですけれども、先ほど申し上げたように、ホームページ等々に出ているとおり、影響のある場所ということで今回志津のコミュニティセンターでもやるわけです。だけれども、これ影響があるというのは当然志津は佐倉ですから、佐倉だけではなくて八千代とか、あるいは白井市はここへ来て説明聞けばいいのではないかと思ったりするのだけれども、八千代市なんかはどうしてこれ説明会をしないのか、あるいは白井市でも説明会やるとかという話はなかったのか、その辺はどのような認識なのでしょう。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、確かに関連市というのは多々ございます。たしか八千代市とか説明会というお話もこちらではさせていただいたのですが、市のほうと協議の結果、今回は佐倉市、また印西市クリーンセンターのほうですが、こちらの説明会への参加をさせていただくということで調整のほうは取らせていただきまして、今回2か所、志津とこちらでやるということで決定したことになります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） それでは、これから説明会やるということなのですけれども、ではこの住民説明会の周知方法というのは、佐倉のほうでやるというのを踏まえて、印西市においては、あるいは組合においてはホームページ等々の告知だけなのか、その周知方法はどのように行っているのか、それ確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、お答えさせていただきます。

次期中間処理施設からの排ガスの影響を受ける範囲、施設から半径5キロを設定させていただきまして、その範囲内の関係市の住民に対しまして説明会を行うこととされております。この事業におきましては、該当するところといたしまして佐倉市、八千代市、印西市、白井市、この4市が対象となります。また、住民説明会への開催の周知ということですが、印西市におきまして千葉県報への掲載のほか関係市の広報等掲載を依頼し、それぞれご対応いただいて周知のほうはさせていただきました。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） （3）に入ります。アクセス道路についてです。印西市道の松崎・吉田線の工事が行われているけれども、これ遅れています。その影響をどのように捉えているのか確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、お答えさせていただきます。

印西市より松崎・吉田線の起点である市道00—026号線からアクセス道路への交差点を越えて、その先の既存市道への接続する区間につきましては、令和6年度に工事が完了すると聞いております。

松崎・吉田線の工事の遅れの影響はどのように捉えているかというご質問でございますが、組合では令和6年度のアクセス道路の工事といたしまして、松崎・吉田線との交差点部から本線への一部について地盤改良工事の盛土を計画しており、交差点部分の工事について印西市と調整することで影響はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 組合のほうでは、影響はないという回答だったのですけれども、組合が影響はないと言うのなら、印西市のほうに本当に大丈夫なのというのを確認しようと思いますので、こちらについては再質問はありません。

（4）です。現施設の延命化工事が終わり5年が経過しているが、不具合は出ていないのかを確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、お答えさせていただきます。

平成27年から29年に3か年かけまして基幹的施設改良工事のほうを、令和10年度に竣工予定をしております次期中間処理施設の稼働開始までの10年間、施設が安定かつ適正に稼働させるための延命化工事を実施しております。また、延命化工事後につきましても安定操業、安全処理を念頭に、毎年実施しております定期点検、定期補修を行うことで故障などの不具合は発生しておらず、引き続きメンテナンスを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今工場長のご回答お聞きしていると、当然これ10年の延命化ということでやっていますので、今の考え方は間違っていないのだろうなと思いつつ、万が一大きなトラブルがあったときのために、この5年の間に大規模な修繕などを今後行う予定というのはないということで考えてよろしいわけですか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） お答えさせていただきます。

現施設につきましては、毎年定期点検、定期補修を行い、安定操業していることから、大規模な修繕を行うことは考えておりません。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 分かりました。

大きい2番、質問2に入ります。印西温水センターの運営についてです。

（1）、施設の視察及び説明会の開催に対して参加者はあったのかどうかを確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、お答えさせていただきます。

視察及び説明会につきましては、9月19日に実施いたしまして6社の参加をいただいております。今後は、10月10日から16日までの期間として指定管理者の申請を受け、11月にヒアリングを実施いたしまして事業者選定し、令和6年2月議会に上程をする予定で進めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 質問する際にかがみを読み忘れたので、かがみだけ読みますけれども、令和6年4月1日から令和9年9月30日までの3年6か月、引き続き指定管理者制度による管理運営を実施するため、現在募集が行われているということについて、ちょっと今質問をさせていただいてるわけなのですけれども、それでは募集要項とか仕様書の配付は何社に行われたのかを確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問お答えさせていただきます。

募集要項、また仕様書につきましては、令和5年9月5日から9月25日までの間、組合窓口にてお

渡しするとともに、組合ホームページからダウンロードして使用することもできますので、配付枚数につきましては確認することはできないような状況となっています。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） それでは、ちょっとこの内容について少し話をお聞きしていきたいわけなのですが、施設の視察及び説明会の開催では6社参加していただいているので、6共同事業体というのですか、多分そういうことだろうなというふうにして思うわけなのですが、今回のこの印西温水センターの運営についてで、この保障を行っているところにさらっと書いてあるのですが、令和9年9月30日までの3年6か月なのです。何を言いたいかということ、令和10年度には新施設が稼働します。つまり新印西クリーンセンターが稼働する、つまり3年6か月後、令和9年9月30日には印西温水センターは休止する、停止する、そのような認識でよろしいかどうか確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

印西温水センターにつきましては、焼却施設より蒸気の供給を受けまして温水を維持しているようなものとなります。また、次期中間処理施設の稼働につきましては令和10年度を予定しておりまして、それに伴う試運転を4か月間実施することとしております。こういったことを考えますと、遅くとも令和9年12月から試運転を開始することとなります。この試運転を行う際には、ごみを燃やしてテストをする必要があることから、現施設へのごみの搬入は減少することとなります。これに併せまして熱量も下がり、安定的な蒸気を送ることができなくなることが予定されております。このようなことから、印西温水センターにつきましては令和9年9月に閉館する予定となっております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 募集要項の中に、その指定期間の最後に、ただし組合と指定管理者の協議により期間を延長することも可能ですという注書きが一部あるのです。ですから、今工場長がお答えいただいたことを前提にしながら、周辺の居住者及び利用者にはどの時点で周知するか分かりませんが、来年度令和6年度には周知していく必要があるのかなというふうに思いますので、その辺の工夫をお願いしたいと思います。

それから、もう一個ちょっとこれ非常に気になっている部分があって、6社の参加をいただいたけれども、これ募集要項の中に書いてあるのですが、募集要項の中に収支の状況がはっきり書いてあります。これ収支の状況を見ていると、令和元年度の実績でマイナス563万、令和2年度、新型コロナウイルスの影響を受けていますので、マイナス1,959万赤字が出ているわけです。令和3年度も956万何万がしの赤字が出ていて、令和4年度、今日決算ありますけれども、令和4年度はマイナス409万赤字が出ている。ここ4年間ずっと赤字なのです。これを見てやっぱり参加するのやめようかなと、プロポーザルなり今回の応募するのやめようかなと思う業者が、あるいは事業共同体が出てきても当然なのかなというふうにして思うのですが、それに対しては組合側はどのようにお考えになっていますか確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

こちらのほうとしましては、確かにご指摘のとおり今回につきましてはコロナの影響を多大に受けて決算のほうは厳しい状況になっているかと思えます。ただ、次期につきましては適正な価格のほうでの募集をいただきまして、それでこちらのほうは検討はさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 分かりました。入場料に対する機器の入れ替えなんかもしてくれなんていうことが、この募集要項の中に書いてあるので、本当に大丈夫なのかななんて思いながら見てはいるのですが、これもちょっと事業進捗のほうを見ていきたいというふうに思います。

大きい3番に入ります。質問3、災害発生時の対応についてです。令和5年3月に、組合では構成市町と共に災害廃棄物処理計画を策定し、公表したと、計画を実現するためには、構成市町との連携が重要であることは言うまでもないが、十分な意思疎通が可能かということで、(1)、業務継続計画についてお聞きします。

○議長（長谷川則夫議員） 山崎課長。

○庶務課長（山崎昌志君） お答えいたします。

業務の継続につきましては、各課等が所管する事務のうち、非常時において優先して継続すべき業務からとなりますが、止めることのできない廃棄物処理事業を中心に対応することとしています。現在印西クリーンセンター緊急時対応マニュアル、印西地区災害廃棄物処理計画との調整を取りながら対応していくことと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 再質問ですけれども、この今回の質問している印西地区災害廃棄物処理計画の25ページ以降に事業継続計画の見直しであるとかBCPの定義なんかをずらずら書いているわけなのですけれども、具体的に業務継続計画というのをつくっているのですか確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 山崎課長。

○庶務課長（山崎昌志君） お答えいたします。

現在のところ、作成については至っておりませんが、災害時等における業務の継続につきましては、印西クリーンセンター緊急時対応マニュアルを基に、施設管理委託業者と共に優先すべき事項の体制を整えることとしております。また、印西地区災害廃棄物処理計画では、災害時において早期に運転再開ができるよう、関係機関との調整をしていくこととしております。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 質問を変えます。業務継続計画、これをつくるべきだと思うのですけれども、その認識はいかがなのかということをお聞きします。

○議長（長谷川則夫議員） 山崎課長。

○庶務課長（山崎昌志君） お答えいたします。

業務継続計画は、緊急事態、地震ですとか火災等の発災時などで発生した場合において、災害を最小限にとどめつつ、事業を継続するためには平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段を策定する必要がありますが、物、インフラにつきましては対応は設備的、専門的分野になることから関係事業者との調整が必要で、策定には時間を要するものと考えております。しながら、当組合が実施しております業務は、市民生活にとって止めることのできない業務であり、印西クリーンセンターでは生活ごみの収集、焼却処理等を行っております。また、平岡自然公園では印西斎場の火葬等がございますことから、限られた人材を優先すべき業務に全職員が対応するよう努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） ぜひとも今ご回答いただいた内容を基にしながら、関係市町と共に業務継続計画をつくっていただきたいというように思います。

(2)の災害廃棄物処理対策についてお聞きします。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの災害廃棄物処理対策につきましては、市町との連携が非常に重要なものと認識しております。組合におきましては、災害廃棄物処理計画の策定後、本年3月16日に構成市町の担当者、組合担当者、また計画の策定をコンサルいたしました事業者と共に、計画に基づく災害廃棄物処理図上訓練を行いました。この訓練では、災害廃棄物の発生量の推計や県への被害状況の報告、また発災後の対応が必要となる項目についての役割分担、タイムライン等について市町と組合において確認を行っ

ております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 再質問ですけれども、今おっしゃった中で、令和5年3月16日に災害廃棄物処理図上訓練を行ったという回答がありましたけれども、私これ去年もこの組合で質問させていただいたわけなのですけれども、実地訓練というのはやっぱり行っていくべきではないかなと、もちろん机上でやることを否定はしませんけれども、やはり机上だけではなくて、実地にやっている自治体なんかもありますので、それも考えるべきではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

災害廃棄物処理の実地訓練につきましては、仮置場の開設やごみの受入れ訓練、分別、荷下ろしの訓練が中心となってくることから、構成市町で行う必要性があるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） ぜひとも検討をお願いしたいなというふうに思うわけなのですが、次にお聞きするのが、この災害廃棄物の処理対策について重要なのが広域的な制度共有体制というのは、やはりどうしても必要になってくるのではないかなと思ひまして、こちらについてもここで質問させていただいたわけなのですが、今回新しくできた印西地区災害廃棄物処理計画の中で、近隣自治体での協定ということで、18ページにこれ書いてあるのですけれども、柏、船橋、成田とは一般廃棄物処理に関わる相互支援協定が結ばれています。これ結ばれたのが平成12年とか平成13年なのです。もう20年たっていますけれども、これ以外の、つまり柏、船橋、成田以外、例えば我孫子であるとか八千代、佐倉、酒々井、この辺との協定というのは今現在どうなっているのでしょうか。ここの災害廃棄物処理計画の中に記載がないので、ちょっとお聞きします。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

こちらのほうの協定というのは、現状につきましては今おっしゃられたところ以外は結んでいないような状況になります。ただ、災害に関する協定というのは千葉県におきまして県内市町村、こちらのほうあるわけなのですけれども、県内の市町村全てともう災害に対する協定というのは結ばれております。災害時には、そちら県で全市町村と結びました協定を利用しまして、対応のほうはさせていただくことになると思っております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 分かりました。千葉県との協力というのは、もちろんこれ必要だと思うのですけれども、できるだけ近隣の情報は持ちながら、災害時に何かあったときに対応できるように考えていただきたいというふうに思います。

それから、この災害廃棄物の処理計画の中で、非常にちょっと気になっているのが、災害廃棄物というものの処理、環境整備事業組合でやるものというのは基本的にクリーンセンターに持ってきて燃やすもの、これがベースになってくるわけなのですけれども、その中で災害廃棄物の中で可燃物、可燃系混合物は当然組合がこの災害時に受入れをしますということで、それ以外に例えば不燃物とかコンクリートの殻とかは各自自治体やってねということで記載があり、これは去年も組合の議会でそういうふうな回答が来ているわけなのですけれども、気になっているのは畳とか布団は災害廃棄物の中で災害時に組合の受入れを行うって書いてあるのです。災害廃棄物として畳や布団を受入れるというときに、やはり予備が必要だというような記載があるのですけれども、どのような計画を立てて具体的にやっていくのかというのがもしもあれば、できる範囲で教えてください。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

す。

災害時の受入れ体制の計画ということなのですが、確かに畳とか、そういうものに対しては受入れの際に条件等ございます。そういう条件のほうを組合のほうから各市町のほうへも、現在でも例えば畳であれば三分分して入れてくれとか、そういうお願いはしてあるところではございますが、そういうものを周知させていただきまして、行っていきたくて考えております。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） ご回答ありがとうございます。

最後に、4番、平岡自然公園（印西斎場、印西火葬場）の在り方についてお聞きをしていきます。去年1年間に国内で死亡した日本人は156万人あまりと統計を取り始めて以降、過去最多となっているという報道がありました。そして、今後も増え続けて、2040年には約167万人に達する見込みと聞いています。こうした中、人口の多い都市部ではなくなった家族をすぐに火葬することができず、12日間待ったという人も出たという報道も併せてされています。印西地区も多死社会を迎えるのは避けられません。以下を確認するというので、まず（1）、斎場の在り方について確認をします。

○議長（長谷川則夫議員） 浅倉課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） それでは、お答えいたします。

亡くなられた方を葬送する仕方としまして、お通夜、告別式をご自宅で執り行っていた時代から、住居形式等の変化を受けまして、通夜式から火葬まで対応できる斎場施設として整備し、運営をしております。近年は、宗教観ですとか、また価値観、こちらにも変容が見られ、家族葬のほか通夜、告別式を執り行わず、だびに付すといった直送の仕方も増えてきている状況について把握をしております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 確かに今課長お答えになっていただいたように、私が印西に来たときにはお通夜と告別式を自宅で行っていたということも覚えておりますので、ライフスタイルが変わってきているのだと思うわけなのですけれども、前からこの組合の議会で申し上げておおり、印西斎場というのは非常に3つしかホールがなく、ホールをやはり増設、お別れができる部屋ですね、これを増設するなど工夫も必要なかなというふうにして思うわけなんです。あるいは、一番大きいホールに人が入り切れずに窓っぺりに座ってお葬式が始まる、あるいはお通夜が始まるのを待っているなんていうのもお見かけするわけなのですけれども、椅子を設置するとか増席をどうするとか、その辺の議論というのは今されているのですか確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 浅倉課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） それでは、お答えいたします。

印西斎場では、供用開始より100席が1室、70席が2室、待合室にあつては50席6室と、また待合ロビーにて対応してきておりますが、供用開始後10年ほどは参列者の多い葬儀も見受けられましたが、昨今は葬儀形式等の変化から家族葬なども増え、式場外へ参列者がはみ出るようなことや待合室が足りないなどといったことは年間でも数件あるかないかという状況になっております。このようなことから、現時点におきましては増設、増席については考えておりません。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今のご回答から、確かに家族葬とか増えてきているかなというのは理解しているわけなのですけれども、どうなのですか、民業への圧迫ということにもなりかねないので、その辺は慎重に検討していただきたいなというふうに思うわけなのですけれども、もう一点ちょっと確認をしておきたいのが、直葬が増えてきている状況だということをお先ほど課長のほうからご答弁あったわけなのですけれども、その増えてきている状況というものについて、組合側では理解されているのかどうかを確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 浅倉課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） お答えいたします。

直葬といいますのは、病院で亡くなられた後にご自宅に戻ることなく葬儀会社ですとか斎場施設の霊安室に安置をし、直接だびに付すといった葬送を表す造語でございます。住居形式のほか宗教観ですとか価値観が変わったことから、この造語をつくり出したものと考えられますが、当斎場におきましては直葬であるか否かを判断するすべはございません。担当葬儀業者との受付手続のやり取りの中で、年間で直葬と思われる件数が増えていることは把握をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 分かりました。

（2）に入ります。火葬待ちの状況と火葬炉の増設については、どのようにお考えになっておりますか。

○議長（長谷川則夫議員） 浅倉課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） お答えいたします。

まず、火葬待ちの状況についてでございますが、実際のところ利用されるご葬家及び葬儀業者からの予約が取れないといったご意見等をいただきませんと判断ができないところでございます。印西斎場では、1日12火葬枠をもって火葬業務を行っておりますが、その利用状況からしますと、特定の時期、これは12月から2月の冬季に当たりますが、これを除きまして火葬待ちの状況は出ていないものと判断できます。

次に、火葬炉の増設でございますが、平成30年、令和元年度の2か年で増設スペースでの2炉増設工事を行っており、現在6炉の最終計画炉数の整備が済んでおります。よって、日最大12火葬枠で支障なく火葬業務を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 大体状況は分かってきたのですが、斎場の年間火葬炉の使用率であるとか火葬の件数、これはやはり増えてきていると思いますが、現状どうでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 浅倉課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） お答えいたします。

年間の火葬件数でございますが、直近の4年間を見ますと、令和元年度1,689件、稼働日数は友引日及び正月3が日を除きますと305日となりまして、12枠での火葬対応で46.1%でございます。令和2年度でございますが、1,894件、稼働日数は304日で51.9%、令和3年度は2,109件、稼働日数304日で57.8%、令和4年度は2,315件、稼働日数304日で63.3%といった状況であります。当斎場では、6炉12火葬枠で1炉当たり2回転が上限となりますが、年間を通じまして1日12火葬枠全てを使用することは比較的少ない状況にあります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 先ほどのご回答の中で火葬待ちの状況について意見をいただかないと判断ができないといったような回答があったわけなのですが、私の元にやっぱり複数の方から火葬待ちになってしまったみたいな話が届いています。ただ、それは冬の時期だったので、冬の時期は以前から混むというのは分かっていたので、そういうものなのだろうなということで思いながら説明をさせていただいたわけなのですが、印西地区環境整備事業組合において現在6炉が整備されているわけなのですが、当初計画においてはたしか8炉だったような気がするのです。それがいつの間にか4炉設置して、その後2炉で終わりになっているのが現状だと思いますけれども、この火葬待ちというのを防いでいく意味では、やはり火葬炉の増設というのは必要なのではないかなと思うわけなのですが、なぜかという、皆さんご承知のとおり柏のほうの斎場においては新聞記事にもなりましたが、何か最大14日待ったなんていう話もありますので、この待ちというのはどういう状況なのかというのは私もよく理解はしていないのですが、本当にご遺体を火葬できないということになったのか、どういう状況なのかというのを踏まえてですね、印西地区における火葬待ちの状況をちょっと改めて確認したいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 浅倉課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） お答えいたします。

当斎場では、10日前から予約を受け付けております。システムの登録番号を有した葬儀業者が仲介をし、予約することがほとんどであります。何日間火葬待ちといった視点では、予約する葬儀社ですとか葬家の方から予約を入れているのに入らないといった意見等が初めて判断できるところでございます。さらに申しますと、待ちとなる要素といたしましては、親戚等遠方であること、また少しでも長くご自宅にいさせてあげようといった葬家の都合、また葬儀に欠かせない式師、僧侶です。これらの都合によるところが優先されるところでございます。そして、当斎場は6炉12火葬枠にて運営をしておりますが、1炉当たり日に2回転することは先ほども申し上げましたが、ほとんどない状況でございます。このようなことから、火葬待ちという部分についてはほとんどないと考えているところでございます。

また、お話が出ました柏、我孫子、流山の施設でありますウイングホール柏でございますが、こちらは12炉お持ちで日24火葬枠、単純にうちの施設の倍となりますが、ただ対象の人口が柏の組合さんの場合は約77万人でございます。当斎場、印西市、白井市の人口と比べますと約4倍以上となっております。また、組合につきましては14日前から予約を受け付けておるということを聞いておまして、ここから14日待ちといった表現が使われているものと考えます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 火葬の予約というのは、よく私理解できないのですけれども、死ぬのを待っているのかという話になると思うのですが、大体状況は分かりましたので、こちらの質問は終わりますけれども、最後に（3）、これゼロ葬とか部分収骨といったような概念を私7月にこれテレビで見まして「えっ」て思ったわけなのですけれども、全くそのような考え方が私なかったものですから、印西地区環境整備事業組合においてこういうゼロ葬であるとか部分収骨ということについてご相談があったのかどうか、これをまず確認したいと思えます。

○議長（長谷川則夫議員） 浅倉課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） お答えいたします。

当斎場では、供用開始から焼骨につきましては全てお持ち帰りをいただく全部収骨にて対応をしております。これは、葬儀業者向けの利用要領に明記されておりますほか、一般の方の直接のお問合せやご予約の際にご説明を申し上げ、ご理解の上ご利用いただいております。焼骨に関しましては、適正に扱う観点から、埋火葬許可証に火葬後、火葬証明をし、焼骨と一緒に葬家へお渡しし、墓園等に埋蔵の際は当該墓園管理者において適切に管理をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今のご回答なのですけれども、最後にお聞きしますけれども、これ火葬業者等からゼロ葬とか部分収骨はできないかといったようなご相談はなかったのでしょうか。なぜかという、もう印西地区においても人口が増えてきている関係で、関西とか名古屋とか、その辺からこちらに移り住んでいる方もいて、今後そういったようなご要望とかも出てくるのではないかなというふうには思っているのですけれども、その辺の備えが今の段階ではないのかなと思うのですけれども、やはりこの辺を十分に情報収集しながら、今後に向けて対応すべきなのではないかなと思えますが、いかがでしょうか。これを聞いて、私の一般質問を終わります。

○議長（長谷川則夫議員） 浅倉課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） お答えいたします。

収骨に関しましては、地域性があるところでございまして、例えば西日本、特に関西方面では火葬した際に遺骨の一部、例えば喉仏だけとかしか持ち帰らないような収骨の方法が主流であります。その一方、関東周辺では基本的に全部収骨が主流ではありますが、部分収骨につきましては火葬場の施設ごとにその対応は様々なところでございまして、議員ご指摘の印西斎場でそういったご要望がなかったかということにつきましては、やはりもう供用開始の時点で葬儀業者にご説明はしてきて理解を

していただいているところでありますが、まれにやはり関西から引っ越された方ですとか、そういった方の葬儀の際は要望が出ることはあるようです。ただ、先ほど申し上げましたように、当斎場のルールをご説明させていただいて、ご理解をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 以上で軍司議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。少し短いですが、再開は11時20分。

（午前11時11分）

○議長（長谷川則夫議員） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時20分）

○議長（長谷川則夫議員） 次に、議席1番、松尾榮子議員の発言を許します。

松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） こんにちは。議席番号1番、松尾榮子です。私は、今年度から組合議員として約10年ぶりにこちらの組合議員になりました。この間も、当組合の事業は構成市町の住民の皆さんの生活に関わる非常に重要な内容を扱っていると思いますので、一貫して関心を持ってまいりましたけれども、久しぶりということもございますので、今回の一般質問は基本的な内容になると思えますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、1番、次期中間処理施設整備事業の地域振興策について伺います。次期中間処理施設の整備に合わせまして、にぎわいと笑顔があふれるまちづくりの一環として計画されております地域振興策につきまして、次の点を伺います。

（1）、吉田区のインフラ整備等について、各関連事業の実施状況及び予定について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

吉田区のインフラ整備等につきましては、地域振興策基本計画などに掲げている5点の取組を進めております。

1点目は、水道整備となります。次期中間処理施設までの区間について、先行して現在工事を進めております。吉田区の集落内の整備につきましては、令和7年度から令和9年度の3か年を予定しております。

2点目は、吉田区集落内の道路側溝整備でございますが、吉田区から改善要望のあった現場を、道路管理者である印西市において順次整備していただいているところでございます。

3点目は、吉田区内の防犯カメラ設置でございますが、平成30年度に印西市の補助金を活用しまして、4基設置が完了してございます。

4点目は、吉田区の集落内で展開する縁側カフェでございますが、こちらは吉田区の取組として今後検討を進めることとしております。

最後になりますが、5点目といたしまして里地里山の保全と活用でございますが、地域振興策開発エリア内における既存林の保全と活用について、今後具体的な検討を進めるとともに、その周辺に広がるエリア外の森林について、吉田区の取組として今後検討を進めるものとしております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 再質問になりますけれども、吉田区のインフラ整備につきまして、それぞれの取組状況は分かりました。次期中間処理施設までの水道工事の進捗状況と完了予定はどうなっているか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

水道工事については、令和3年度より印旛西部公園を起点として、次期中間処理施設までの4工区に分けて工事を進めておるところでございます。進捗状況につきましては、今年度までに第1工区から第3工区までの工事が完了する予定で、令和6年度に残りの第4工区の工事を行いまして、次期中間処理施設まで完了する予定となっております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 分かりました。

それでは、(2)の多機能な複合施設について伺います。①です。地域まるごとフィールドミュージアム構想におきまして、多機能な複合施設の計画では屋内余暇施設、屋外余暇施設などの分野ごとに非常に多くの施設項目が挙げられておりますけれども、これらは全て複合施設の計画内に盛り込まれるのかどうか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

議員ご質問のとおり、多機能な複合施設につきましては、様々な余暇コンテンツの集合体として機能させる計画としております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） それでは、②なのですが、屋内余暇施設では、メインの露天風呂のある入浴施設のほか、広いロビーに屋内遊技場、共有客席、キッズルームなどが計画されているようですが、どのような施設を想定しているのか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

屋内余暇施設につきましては、集客と収益の中心を担う入浴施設との連携効果及び相乗効果を踏まえまして、コンテンツを選定しております。また、建築物といたしましては、面積5,000平米、軒高8メートルの倉庫建築を計画しております。これにより大きな屋内空間が確保されることから、多くのコンテンツを導入する計画とし、季節や天候にかかわらず、ファミリーを中心に余暇を楽しめる場所とすることを想定しております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 面積5,000平米、軒高8メートルの倉庫建築ということなのですが、近年は倉庫建築でも様々なレベルの建築物が普及していることは承知しておりますけれども、計画している施設は多数の一般来客が集う大型施設になると思います。耐久性、耐震性ほかの安全性は大丈夫なのか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

屋内余暇棟の倉庫建築につきましては、建築基準法の関係法令に適合する建築物として計画し、建築確認を受けた上で、整備いたします。また、整備、運営開始後におきましても、建築物の安全確保を目的とした定期的な調査及び検査を実施していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 再質問になりますけれども、現在当組合で計画中の地域振興施設が地域まるごとフィールドミュージアムとして「知る、学ぶ、体験、協働、交流」などの機能を備え、農業の振興や自然との調和、人々の交流というものを目指していくということです。そこで、1つ提案なのですが、印西市立印旛歴史民俗資料館には古くから農業を中心として栄えてきました当地域一

帯の農家の暮らしや道具、文化資料などが多数保管されております。印西市では、現在この資料館を含め市内何か所かに分散保管されている歴史文化資料を整理、統合していく方針です。この中には、農業系資料など重なって保管されている資料もあるという見込みです。地域振興施設としてここを訪れる地区内外の住民やファミリーに吉田地区をはじめとする農業地域の昔の暮らしや文化を身近に見て、親子で体験してもらえよう、屋内余暇施設の一角にこうした資料の展示、体験コーナーを設けてはいかがでしょうか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

ご提案いただきました印西市が所有管理しております歴史文化資料の活用につきましては、地域振興施設の機能の一つとして考えることが可能と思っております。つきましては、吉田区と協議することはもとより、印西市の担当部署とも使用について協議や効果的な展示方法なども確認を行い、今後進めます屋内余暇棟に導入するコンテンツや規模を精査する中で検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 関係各方面と協議、協力の上、ぜひよい形で実現していただきたいと思っております。

それでは、③です。屋外余暇施設では、大規模な広場、花畑、雑木林などがあり、バーベキューやドッグラン、動物との触れ合いなどが挙げられておりますが、どのような施設を想定しているのか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

屋外余暇施設につきましても、屋内余暇施設と同様に集客と収益の中心を担う入浴施設との連携効果及び相乗効果を踏まえまして、入浴の動機となるようなコンテンツを選定していきたいと思っております。また、こちらもファミリーを中心に余暇を楽しめる場所とすることを想定して進めたいと考えております。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 屋外余暇施設と共に計画されております④、滞在型施設につきましては、どのような施設を想定しているのか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

滞在機能の中心を担うコンテンツといたしましては、時間貸しのコテージとして整備を計画しているファミリールームがございます。こちらの施設では、休憩、また学習、飲食、ガーデンバーベキューなど、ファミリーを中心に様々な過ごし方が可能となるよう、今後具体的な検討を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 今、時間貸しのコテージとして整備を計画しているということなのですが、宿泊機能は想定しているのか、いないのか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

ファミリールームにつきましては、地域振興策基本計画において時間貸しのコテージとして運用を

基本としております。具体的には、今後の検討事項となりますが、令和7年度に策定予定をしております基本設計の中におきまして決めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 今後の検討ということで、よろしく願いいたします。

それでは、⑤、農業施設につきまして、どのような施設を想定しているのか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

農業施設につきましては、排熱エネルギーを活用いたしましたハウス栽培によるイチゴ農園と南国フルーツ農園のほか、露地により野菜の収穫体験のできる農園などを想定しております。また、生産の場として使用するだけでなく、体験や交流など学びの場として機能させることも想定しております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 分かりました。

それでは、(3)、大規模災害時の防災拠点・復興拠点として、どのような活用を想定しているのか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

新清掃工場につきましては、大規模災害時であっても操炉が継続され、地域振興施設への排熱エネルギー供給が可能と考えております。そうした新清掃工場が持つ強靱性と地域振興施設が持つ様々な機能が連携することで、有事の際に地域住民への食事やお風呂の提供のほか、一時的な避難、復興のための宿泊場所の提供等、地域の防災拠点として活用することなどを想定しております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 大規模災害時には地域の防災、復興拠点として避難所等の活用が想定されているということが分かりましたけれども、この対象となりますのは組合が管轄する地域全体の中の被災地、被災者ということになるのかどうか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

吉田区と締結いたしました整備協定におきまして、地域振興施設は大規模災害時に吉田区を中心とした周辺地域の防災拠点及び復興拠点としての活用を図るものと規定されております。ご質問の周辺地域の具体的な範囲につきましては、明確に決まってはおりませんが、今後導入するコンテンツや規模、こちらを精査する中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 再質問になりますが、災害時に必要な防災備蓄品についてはどのように考えているのか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

地域振興策の中で用意する防災備蓄品につきましても決まっておられませんので、今後導入するコンテンツの規模などを精査する中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） これからということなので、分かりました。

それでは、（４）に行きます。外部施設について伺います。地域振興策開発エリアの隣接地で、民設民営で野菜工場や本格アスレチック施設などが想定されているようですけれども、事業者誘致などの実施主体はどこになるのか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

民設民営による外部施設の誘致につきましては、実施主体は吉田区となります。ただし、外部施設に排熱エネルギーを供給する場所などは、供給条件及び供給料金の設定など、組合でも検討していくこととなると考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 民設民営による外部施設につきましては、吉田区が主体で誘致なども含めてやっていくということですね、分かりました。

それでは、大項目２の動植物重要種の環境保全措置について伺います。これにつきまして、さきの令和５年第１回の臨時議会におきまして補正予算が提出され可決されましたけれども、詳細につきまして再度確認したいと思えます。（１）、次期中間処理施設整備事業実施区域内及び事業実施区域外（アクセス道路整備事業、水路改修事業）、そちらの動植物重要種の環境保全措置の実施主体（区分、分担など）がありましたら、それについて伺いたいと思えます。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

次期中間処理施設整備事業実施区域内及び事業実施区域外のアクセス道路整備事業、水路改修事業に係る動植物重要種の環境保全措置の実施主体につきましては、当組合となるものと考えております。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 今回の事業に関わるアクセス道路とか水路改修事業を含めまして。環境保全措置は組合になるということで分かりました。

それでは、次に（２）です。移植計画の策定、計画承認、移植実施までのタイムスケジュールについて伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

動植物の重要種の移植計画につきましては、専門的な知見を有する委託業務の受注者において作成し、組合が移植計画を承認し、移植を実施するものとなります。この移植の実施につきましては、各工事着手前までに完了させる予定で進めております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） この移植計画は、専門的な知見を有する委託業者に発注するということなのですが、この専門的な知見を有する委託業者というのは、どういった業者なのか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

専門的な知見を有する委託業務事業者につきましては、動植物の移植や生育に関する知識を有している必要があると考えておりますので、環境影響評価業務等の業務実績を有する事業者や、動植物系の環境コンサルタント事業者が適切と考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） そういった委託事業者への発注の状況は、今どういう状況か伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

動植物重要種の移植委託につきましては、現在発注に向けて調整中でございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 現在発注に向けて調整中ということなのですが、これまでこういった業務につきまして実績があるのか、そういったことも踏まえて発注をしていただければというふうに思っています。

それでは、（3）に参ります。移植計画策定と移植実施に係る費用につきまして、8月臨時議会におきまして2か年で2,409万円の事業費が補正されましたけれども、動植物重要種移植のための費用で、このほかに必要になってくるものはあるかどうか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

動植物重要種の移植のための費用につきましては、8月の臨時議会において補正させていただきました2,409万円の事業費にて全てを処理していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 分かりました。

それでは、（4）です。対象事業の実施区域外の移植種に植物、両生類、昆虫類、クモ類、魚類のほか哺乳類としてキツネなどが挙げられていますけれども、それぞれの生息環境保全としてどのような対策が求められ、講じていく考えなのか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

動植物重要種移植につきましては、対象事業実施区域及び対象事業実施区域の周辺200メートルの範囲に生息が確認された動植物重要種の移植を行うものでございます。この移植につきましては、特に植物、両生類、昆虫など生息している状況と近い場所に移植をしていくこととなります。また、移植におきましても経過について確認する予定となっております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 今回質問を行いました地域振興策、環境保全施策は、次期中間処理施設の整備と併せまして、環境に配慮した地域全体の振興を図る取組であり、基本計画の策定は平成29年度の環境省のモデル事業にも採択されております。当組合の管轄地域全体にとって大変重要な次期中間処理施設の立地を前向きに捉え、さらに環境に配慮した地域振興、市民交流を実現していくモデル事業として、組合と地域が一体となってよりよい事業が行われるよう期待いたしまして、簡単ではございますが、一般質問を終わります。

○議長（長谷川則夫議員） 以上で松尾議員の一般質問を終わります。

次に、議席番号3番、増田葉子議員の発言を許します。

増田議員。

○3番（増田葉子議員） それでは、議席3番、印西市の増田葉子でございます。一般質問を行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

1つ目です。大項目1です。共同処理する業務について。組合規約において、共同処理する事務として第3条1号に一般廃棄物（し尿を除く）の収集運搬及び処分に関する事務とあります。そして、

6号では各号に掲げる事務に関連する一切の事務を規定しています。事務の範囲については、構成市町と協議の上で都度都度解釈されてきたところがあるのではないかと理解しております。例えばごみ減量推進の事務の主体が組合なのか構成市町なのか、解釈の仕方によって見解が異なることがあったのではないかと考えております。組合設立から長い時間が経過し、廃棄物処理の環境も技術も市民の意識も大きく変わり、構成市町の姿も変容してきているところです。新たな施設を整備している今、当組合の本来の業務とは何か改めて問い、どうあるべきかを伺いたいと思います。

(1)です。一般廃棄物の収集とは、どのような事務なのか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問お答えさせていただきます。

一般廃棄物の収集につきましては、組合では集積所に排出されたごみを収集する事務と考えております。また、本事務につきましては印西市及び白井市の収集を組合で実施しておりますが、栄町につきましては収集運搬手数料を徴収している関係もありまして、町にて実施している状況でございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） できるだけ用語の定義の論争のような形にならないように質問したいと思うのですが、今のご答弁で集積所に排出されたごみを収集するという事務というのが収集だということなのですが、これ具体的にちょっとどういうことなのかなって一生懸命考えまして、具体的には集積所のごみをパッカー車に積み込むというようなことに当たるのだろうか、何かちょっと疑問が、いろいろクエスチョンが湧いてきてしまったのですけれども、次に進んでいきたいと思っております。

(2)です。一般廃棄物の運搬とは、どのような事務なのか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問お答えさせていただきます。

一般廃棄物の運搬につきましては、組合では集積所から収集しましたごみをクリーンセンター等へ運び込む業務として実施をしております。また、この業務につきましても、収集事務と同様に印西市及び白井市の収集したごみの運搬を組合で実施しておりますが、栄町につきましては収集運搬手数料を徴収している関係もございまして、町にて実施している状況でございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） 答弁いただきましたとおり、収集運搬というのは連続して切り離せない行為なのだなというふうに改めて思うわけですが、改めてここは1と2と切り離せないということで、まとめて再質問していきたいのですが、この切り離せない事務をあえて収集とは何か、運搬とは何かというふうに分けて質問いたしました。私なりの解釈としましては、各家庭のごみ置き場から集積所まで集めることが収集であって、そして集積所から印西クリーンセンターに持ってくるのが運搬だというふうに私は整理をいたしました。してみると、収集という業務については集積所の形式を印西地区においては取っております。市民住民が担ってくれているというふうに思っているわけですが、それでは、市民が直接印西クリーンセンターに搬入する行為というのは、収集に当たるのでしょうか運搬に当たるのでしょうか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

市民が直接搬入する行為につきましては、自分のもの、自己のものを自己の所有物として運ぶという考えになりますので、収集及び運搬には該当しないものと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） 私としては意外なご答弁だったので、自己の所有物を自分の家からクリーンセンターに移動させるということなので、収集運搬には当たりませんということですよ

ね。自分の所有物を自分が動かすということに、これ何で許可がいるのだろうなというふうに思って、不思議に思ったわけです。構成市町は、今恐らく許可を出していると思います。これ一体何のために許可を出しているのかな、自分のものを動かすということに何か許可をしているのだろうかと、ちょっと不思議なことだなというふうに思います。整理がつかないと思うのですが、この今運搬なのか、私は運搬だと思いますけれども、ちょっと処分、何に当たるのかよく分からないということは、これ廃棄物処理法ではどう規定されているかという、集積所から処分場もしくは保管場所まで移動させることを運搬というふうに規定しているのです。私は、だから直接搬入というのは運搬だと思っているのですが、廃掃法上これ組合側の当たらないというのはどういう根拠に基づいて、根拠と言ったらあれですけれども、どういう考えの下でこれは当たらないということをおっしゃっているのか、ちょっと再度お聞きしたいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

今議員がおっしゃられたとおり、集積所から運ぶ、個人が個人の自宅から運ぶものとはまた別のものという認識で私どもは業務のほうをやらせていただいております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） それでは、ちょっと何かなかなか平行線になってしまいますので、併記するような状態で質問したいと思いますけれども、現在運搬なのか何に当たるのか分かりませんが、市民の行為に対して構成市町が許可を行っています。印西市の場合はコロナ禍の前までは印西クリーンセンターに近い中央駅前出張所で許可を出してまして、これについては再開を求める声が寄せられているわけなのですが、現在は市役所の担当課が引っ越しごみとか遺品整理ごみについて許可を出しているということです。構成市町ごとに確認させていただきたいのですが、印西クリーンセンターに運搬してくる、運んでくる業者もしくは市民の許可の状況というのはどうううなっていますか、お聞きします。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へ回答させていただきます。

印西クリーンセンターに運搬してきます事業者につきましては、まず市町の許可では令和4年度の実績になりますが、まず事業者のほうとしましては印西市が21社、白井市が19社、栄町が4社となっております。また、組合での申請で、こちらへ搬入をしております事業者につきましては158社申請を受けております。そのほか構成市の住民による直接搬入の許可件数でございますが、こちらにつきましては印西市は1,391件、白井市が720件、栄町が191件となっております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） ちょっと難しいですけれども、今お答えいただいた市町の許可している社、これは業態として収集運搬業を行う業者として許可をしていると、直接搬入するということを許可しているわけではなくて、できることを許可している会社の数ということなのだと思いますが、この後段のところの住民による直接搬入の許可数というのが非常に多いなというふうに思っているのですが、1年間の数になりますか。例えば令和4年度なら、これだけの数が直接搬入されましたという1年間の数というふうに捉えてよろしいのでしょうか、まずちょっと確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問ご回答させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、先ほど申しました件数につきましては、令和4年度の1年間の数ということになります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） 結構な数の許可を出しているのだなというふうに思ったわけですが、

これどんな許可をしているのでしょうか。各市町ごとにちょっと分かったら伺いたいのですけれども、例えば印西市は先ほど言いましたけれども、引っ越しごみと遺品整理ごみについて市役所の担当課で許可を出していますということなのですから、ほかの市町についてどういうふうな状態なのか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

こちら搬入するものにつきましては、どこの市町も同じで、大量に出る引っ越しごみ、遺品整理、あとは剪定枝の伐採されたもの、こちらのほうの搬入ということで各市町対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） 分かりました。そもそもの話なのですから、搬入されるごみの現物を確認しないまま許可をしているということになるわけなので、これ問題になっていないのだろうかというふうに思うわけですから、ある程度現状は確認できたということで、次に進んで質問していきたいと思っております。

（3）に参ります。関連する一切の事務とは、どのような範囲と考えているのか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へご回答をさせていただきます。

印西地区環境整備事業組規約第3条第6号に規定しております関連する一切の事務、こちらにつきましては同条各号に規定しております各事務に係る例えば契約事務や支払いの事務、住民からの問合せ、また苦情など、実施する事業に係る一切の事務と認識しております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） 許可というのは、ある意味契約ではないかと私は思います。ルールにのっとって搬入してくださいとか処分してくださいという広義の意味での契約になるのではないかなというふうに思うのですけれども、私は市民による、住民による直接搬入への許可というのは、当然この関連する一切の事務に含まれるというふうに考えているわけですから、搬入できるごみかどうかを、搬入できるごみなのか搬入できるものなのかということを経営が確認すれば、一番スマートだというふうに思っているのですけれども、これ関連する一切の事務に含まれるということによろしいのでしょうか、いかがですか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

組合のほうといたしましては、今直接搬入ということでご質問いただいているわけですが、この直接搬入につきましては、処分に該当すると考えております。ですので、こちら処分に該当するということが関連する一切の事務について該当するかとご質問にご回答となれば該当するものと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） 処分に係る許可というふうなことなのですから、これは処分できるものか、それこそ処分できるものかどうか見ないまま市町で許可を出しているということになりますから、これは私は改めるべきなのではないかなというふうに思うわけですが、改めて問いますけれども、直接搬入を組合で許可する体制を取ったほうがいいのかと思います、いかがでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へご回答させていただきます。

こちら組合のほうでというお話で今お伺いしているところではあるのですが、確かに搬入の許可、先ほど言ったとおり処分に該当すると考えております。ただ、組合の事業としては市町と共同して処理をするということで進めさせておまして、現在のほうでは各市町によって例えば粗大ごみの出し方の差異がございます。例えば印西市さんは無料で収集運搬、また処分をやっておりますが白井市さんについては収集運搬、また処分の手数料を徴収している。栄町については収集運搬の手数料を取っている。このように今現在において市町で処理の仕方異なっております。また、これは直接搬入においても同様となっております、印西市さんと栄町は搬入、処分については無料となっております。しかしながら、白井市さんのほうについてはそれは有料ということとなっております。このように、各市町の業務が統一性が取られていないことから、組合でそれを一元化というのは現状においては難しいものと認識しております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） そうだろうなというふうに予想できる答弁だったわけですが、構成市町のほうでそろえてくれればやりますよということなのかなと、簡単に言えばそういう答弁なのかなというふうに理解するわけですが、それでは組合としてそれでいいのかというふうに思うから私今回質問しているわけですが、規約に掲げる業務なわけです。そして、その関連する一切の業務に入っていると認識していると、本来の業務ができないので、要するに組合本来の業務ができないので、そろえてくださいというふうに、これ組合側から構成市町に協議を主体的に持ちかけたりしたことはあるのでしょうか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へご回答させていただきます。

こちら直接搬入につきましては、以前より同様の話はございました。組合としましては、この問題につきましては解決のできない懸案事項として現在は認識しているような状況となっております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） やっていますか、やっていませんかって聞きましたので、ちょっとその辺答えていただきたいのですが、やったけれども、これ解決できない問題だということなのでしょうか、今の答弁を聞いているとそうなのですか、やったけれども解決できないということでしょうか、確認をします。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） ただいまのご質問へご回答させていただきます。

こちらの業務につきましては、担当課長会議、担当者会議、いろんな場所で協議のほうはされております。しかしながら、各市町のこれは例規上の問題であって、簡単に言うと市町でいろんな法令等を整備しているわけなので、そこら辺の問題というのはかなり大きな問題かとは認識しております。ただ、今後このままということなのかということでご質問については、今後も継続して一元化できるようには努力していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 増田委員。

○3番（増田葉子議員） ご回答聞いていますと、構成市町が勝手に例規定めてしまっているのですが、こちらが言っても言うこと聞いてくれないので、困っているのです。できないのですというふうな感じですか、そうとも取れないのですけれども、もうちょっと主体的にやっぱり本来の業務やらせてくださいというぐらいの協議を持ちかけていただきたいなと思います。私は、やっぱり持ってきたごみが搬入できるものなのか、そして搬入できる人なのかということも含めて許可、組合のプラント側でやはりしっかりと許可を出していくべきだなというふうに思います。そのほうが市民にとっても利便

性は高いと思うのです。一度市役所に行って、許可証を持ってまたここへ来てというような形ではなくて、そういう意味でも検討をきちんとしていくべきだと思います。どういう性質の協議が担当者会議の中で行われてきたのか、ちょっと分かりませんが、次の質問を含めてまた一般質問したいと思います。

(4)に行きます。収集体制の一元化と言われる事務統合から15年近く経過していますが、一元体制は完成しているのでしょうか伺います。

○議長(長谷川則夫議員) 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長(塩崎一郎君) では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

収集体制の一元化につきましては、3市町の収集を組合で一元管理し、安価で効率的な運用が求められているものと考えております。しかしながら、先ほども申し上げたこととダブる点はございますが、現在においては印西市さん及び白井市さんにおいては、ごみ袋の統一、収集運搬体制は一元管理をしているものの、粗大ごみについてはごみの出し方の違いなどがあります。また、栄町におきましては、収集運搬の有料化を実施していることから、独自で実施しているような状況となっております。このようなことから、いまだ一元化のほうは進んでいない状況というふうに認識はしております。

以上でございます。

○議長(長谷川則夫議員) 増田議員。

○3番(増田葉子議員) 現状認識は、もう私も十分分かっております。実は私も一元化、一元化と言っていますけれども、割と表面的なところしか見てこなかったのだなということを、今回この直接搬入ということに関して質問してみて、初めて認識したなというところがあります。その一元化というのは、本当表面的なことではなくて、組合の本来の業務なんかをやっていることなのだというのを改めて認識したわけです。本来の業務を行っていくということが一元化なのです。これ組合の存在の根幹に関わる問題です、本来の業務をやるかやらないかということですから。規約に掲げられた業務を行うための一部事務組合です。その業務をやはり構成市町がどうこうというようなことで、他力本願といったらあれですけども、相手があることだからというようなことで検討が進まないという、何年も何十年もそういう状態に置かれているということは、やはり問題があるのかなというふうにならざるを得ないということになりますので、ぜひ前に進めていただきたいということです。

収集運搬体制一元管理していますというように答弁されましたけれども、今までのやり取りからでも、やはり一部分なのだろうというふうに思います。いま一度規約に立ち返って、現状で組合としてできることはないのか、各市町がそれぞれの有料化の部分とかばらばらですということはよく分かっておりますけれども、私はそれは理由にならないだろうと思います。組合としてやれることはもっとあるだろうというふうに思います。それは工夫次第でやれることはあるし、市民にとって利便性が高くなることをやれると思います。一元化進めていく上で、私やっぱりやっていただきたいことは、この直接搬入について許可を組合がやっていくということをしつかりと検討して行ってほしい、その体制を取っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。再度お伺いしますが、重ねてお伺いしますが、いかがでしょうか。できますでしょうか。

○議長(長谷川則夫議員) 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長(塩崎一郎君) では、ただいまのご質問へご回答させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、直接搬入につきましては市民にとっては重要なものと私どもでも認識はしております。今後につきましても、各市町のほうと協議を重ねまして進めていきたいとは考えておりますので、その点ご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(長谷川則夫議員) 増田委員。

○3番(増田葉子議員) それでは、検討に期待していきたいと思います。待っている市民もいると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に進みます。(5)です。本来行うべき業務を遂行していくに当たり、現在の人員体制は十分か伺います。

○議長(長谷川則夫議員) 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長(塩崎一郎君) では、ただいまのご質問へご回答させていただきます。

こちらの人員体制につきましては、今後の業務の遂行するに当たりまして、どのような手段、手法を取るかによっても適正人員が変わってくるものと考えております。例えば、先ほどからご質問は受けているところではありますが、業務の一元化、こちらのほうを実施したといたしましても今以上に組合の業務を拡大し、職員により実施する。または全てを委託により管理するなど、その手法によっても必要な人員というのは変わるものと考えております。こういったことから、一概に示すことは難しいものと考えております。

以上です。

○議長(長谷川則夫議員) 増田議員。

○3番(増田葉子議員) 重ねて質問するような形になってしまいますけれども、本来行うべき業務、第3条に掲げる業務、特に今回の質問に絡む直接搬入に絡む業務、一元化を進めていく上で人員体制十分なのかということで聞いたわけですが、答弁を聞いていますと、この組合の今後の経営方針で定まっているのだろうかというような感想を持ちます。一元化して業務を拡大するならば人が必要だけれども、指定管理者とかで縮小させる方向性取ることもできますみたいな、意識するとそういう答弁なのです。これ誠に不思議な答弁だなというふうに私は聞いていたわけですが、本来の業務をもっと主体的に、どう進めていくかというふうに組み立てていくべきなのではないかなと思います。本来の業務をやはりきちんと考えた上での体制づくりをしていくべきだというふうに思います。全面的に委託して人を減らして、本来すべき業務を構成市町に協力していただきというか、お任せして、果たしてこれ一部事務組合として存在する意味が残るのかどうか。次の項目にも関連していますので、もう一度単純に聞きますが、本来の業務を十分に行える人員体制ですか。この項目最後の質問になります。よろしく願いいたします。

○議長(長谷川則夫議員) 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長(塩崎一郎君) では、ただいまのご質問へご回答させていただきます。

こちらのほうにつきましては、業務量及び処理手法、こちらのほうに変化するのであれば、それに見合う人員体制というのは取る必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長(長谷川則夫議員) 増田委員。

○3番(増田葉子議員) それでは、次の項目に質問移らせていただきます。

2、今年度、今後の人員体制について。次期中間処理施設の整備は、言うまでもなく大事業です。十分な人員体制の下、遂行され、その技術や経験、知識は今後引き継がれていかなければならない財産だと考えています。今の組合は、将来にわたってその大事業を継承していける体制になっているでしょうか、改めて伺います。

(1)です。令和5年度の人員体制はどうなっているか伺います。

○議長(長谷川則夫議員) 山崎課長。

○庶務課長(山崎昌志君) お答えいたします。

管理者、副管理者の下に事務局を置き、庶務課、印西クリーンセンター、平岡自然公園事業推進課の2課1センター、職員28名で、各施設の管理運営等の事業を行っております。

以上でございます。

○議長(長谷川則夫議員) 増田議員。

○3番(増田葉子議員) 明らかに人数が減っているというふうに思うわけですが、昨年度から何人減っておりますか。

○議長(長谷川則夫議員) 山崎課長。

○庶務課長（山崎昌志君） お答えいたします。

令和4年当初、現在と比較して2名の減となっております。これは、平岡自然公園推進課の再任用短期職員1名、庶務課の再任用短期職員が6月末に退職によるもので、合わせて2名の減となっております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） 減っているのが再任用職員だということがみそなのではないかなと思いますが、この質問をした意図に当たるところなのですから、まずは現人員で大丈夫なのでしょうか。もちろんこれは補充されるべきだと思っておりますけれども、補充される見通しはありますか。

○議長（長谷川則夫議員） 山崎課長。

○庶務課長（山崎昌志君） お答えいたします。

人事異動で配置を行っているところでございますが、補い切れない部分については事務分掌を変えるなどして対応しているところでございます。不足する部分がある場合については、基準の範囲内の時間外勤務などで対応しているところでございます。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） かなり厳しいやりくりをしているなという印象を答弁から受けます。たったの28名ということで、これだけの業務をするのに28人ということで、本当に一般質問してあれしてください、これしてくださいと言うことが申し訳ないなと思うほどではないかなという印象を受けております。

質問続けますけれども、(2)に参ります。採用計画、人材育成の方針、計画があるか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 山崎課長。

○庶務課長（山崎昌志君） お答えいたします。

現在職員28名のうち、組合職員が12名、印西市からの派遣職員が8名、白井市からの派遣職員5名、栄町からの派遣職員が3名で構成され、各施設の管理運営等の事業を行っております。次期中間処理施設建設におきましては、土木、建築などの技術的な知識を有する職員が必要となりますことから、構成市町に毎年要望し、派遣をいただいているところでございます。なお、組合職員の採用につきましては、将来的に次期中間処理施設建設後の適正な管理運営が行われているかとのことを確認するため、電気、機械設備等の専門的な知識を有する職員が必要となるものと考えております。構成市町からの派遣を含めて考えてまいります。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） 課長さんにご答弁いただきましたけれども、つまりプロパーの再任用職員が2名退職して28名になっておりまして、組合採用のプロパー職員が12人です、今の答弁だと。そして、派遣が16名なんです。既に派遣が上回っているわけです。言ってみれば寄せ集め集団というふうには言えなくもないわけですから、3年ほどで異動されますから、半分以上の職員が全部入れ替わっていくと、そういう組織になっているということです。次期施設の整備という大事業のみならず、廃棄物処理とか環境の問題というのは世界的な問題で、もう技術も人の意識も日進月歩というか変わっています。非常に専門性が高い分野だと私は思っているのです。この組合は、環境の専門性を持って業務に取り組んでいく見通しを持っているのでしょうか、この人員体制で。指定管だから、業務委託だから、組織の中に何も残らないし何も育たないし、そういうことで本当にいいのか、いかがでしょうか。採用計画を先ほど採用を考えていますっておっしゃっていた内容も含めて、考えていくっておっしゃっていましたが、専門人材について、こういう組織でいいのでしょうか。再度ちょっとお伺いしてよろしいでしょうか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 山崎課長。

○庶務課長（山崎昌志君） お答えいたします。

現在各市町からの派遣されている職員におきましても、ごみ処理の経験を有する職員が派遣してい

ただいているところでございます。今後、ご質問の新規採用職員につきましては、派遣の職員も含め慎重に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） これ最後の質問にいたします。管理者に私ちょっとお聞きしたいと思えます。もうこれ以上職員の方にお聞きしてもしょうがないと思えますので、質問できない気がしますので、意見申し上げながら管理者のお考えを伺いたいと思うのですけれども、このまま組合採用のプロパー職員が減って行って、派遣職員だけの組合として規約で掲げている本来業務を行っていく、遂行されないというような状態になった場合に、これ一部事務組合として存在する意味を私は感じられません。誤解のないように言っておきます。なくせと言っているわけではないです。既に次期施設が大事業が始まっています。これ次期施設をしっかりと稼働させていく、やっていく意味でも、この組合はなくてはならないものだと思っているのです。しっかりやっていくためには組合の基盤というか、組織、体制がしっかりしていなければならないと思うのです。ですから、この人員体制の状況に私は非常に危惧というか危機感を持っています。どんな経営方針を持って組織をつくっていくのか、どうかどこかで明確にさせていただきたいと思えます。この組合がやっている業務というのは、市民生活に欠かすことができない本当に大事な業務です。そして、日進月歩で変わっていく専門性の高い業務です。業務を動かしていくのは人ですから、人に尽きますから、管理者、最後に伺いますけれども、この組合の経営方針、これからどうしていくのかということをしかりと示していただけないでしょうか、最後にお伺いして質問を終わりたいと思えます。

○議長（長谷川則夫議員） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 先ほど事務局から回答いたしましたとおり、副管理者と協議しながら考えてまいりたいと思っております。増田議員のお考えは十分に理解しておりますので、今後各市町の派遣職員と共に、慎重に検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（長谷川則夫議員） 以上で増田議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は13時20分。

（午後 零時21分）

○議長（長谷川則夫議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 1時20分）

○議長（長谷川則夫議員） 次に、議席2番、松本有利子議員の発言を許します。

松本議員。

○2番（松本有利子議員） こんにちは。2番、松本有利子です。それでは、質問に入ります。

質問1、次期中間処理施設について。（1）、現在の状況について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

次期中間処理施設の状況につきましては、現在入札業務が進んでおります。また、こちらについては9月27日に入札参加者から事業提案書の受付を行っているところでございます。今後につきましては、11月下旬に事業者選定委員会におきまして事業者からのヒアリング、また開札を行いまして12月に落札者を決定し、令和6年2月議会に契約のほうを上程したいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 先ほどの軍司議員でのご答弁でも理解いたしました。

再質問です。全体スケジュールについて、遅延につながる状況は発生していないか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

す。

次期施設関係につきましては、8月の臨時議会におきましてアクセス道路の線形修正や仮設道路に係る設計等の予算をいただきました。現在は、こちらのほうで遅れを出さないように業務を進めているような状況でございます。また、次期中間処理施設の入札手続につきましても、予定どおり進んでおりますので、遅れにつながるような状況は発生していないものになります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） （2）、関係市町との協議について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

関係市町との協議につきましては、定期的に印西市都市建設部関係の担当者との連絡調整会議や衛生担当者会議及び衛生担当課長会議の開催により協議、調整を図っております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。最近の協議内容と結果について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

関係市町の衛生担当者及び印西市都市建設部関係の担当者との連絡調整会議につきましては、5月16日に次期中間処理施設に係る道路関係や建築確認、文化財調査などを協議しております。また、衛生担当課長会議については、7月27日及び9月25日に開催しております。議案に関連する事項について協議するとともに、今後の廃棄物の処理についても協議しております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。関係市町との協議の中で、関係市町側からの意見などがあつたら伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にご回答させていただきます。

印西市都市建設部関係の担当者との連絡調整会議では、次期中間処理施設の建築確認やアクセス道路に係る文化財調査等について担当課と手続や工程などについて意見交換をしているものでございます。また、衛生担当課長会議では、製品プラスチックの再資源化の対応について協議を行っております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） ちょっと具体的な関係市町側からのご意見聞けたらなという意図でご質問させていただいたのですが、まだ公開できない内容もあるのかなというふうに思いまして、次の（3）に移ります。

排水及び排煙について、①、排水について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

新清掃工場から排水されるプラント排水につきましては、可能な限り再利用し、余剰分について排水設備により排水基準を遵守し、公共の下水道へ放流する計画で、事業所のトイレや洗面所などの日常生活排水は処理施設を通さず、公共下水道へ放流する計画としており、要求水準書に明記させていただいております。また、雨水排水につきましては、調整池で排水量の調整を行った後、公共用の水

域へ放流する計画となっております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。プラント排水の再利用についての詳細と放流するプラント排水に含まれる有害物質の検査等の実施について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へ回答させていただきます。

プラント排水の再利用につきましては、現在実施中の入札の中で事業者提案を求めていますので、現時点でのご説明についてはできないものとなっております。

放流するプラント排水の検査につきましては、下水道法及び印西市下水道条例における基準及び計測回数を満たした状態で公共下水へ放流することとなります。

水質汚濁防止法におきましては、日平均排水量が30立米未満の場合は年間1回以上、30立米以上の場合は3か月に1回以上の検査すると規定されております。参考といたしまして、現施設における再利用水については、焼却炉内の有毒ガス除去装置の温度調整のために使われているような状況もございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） ②、排煙について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

煙突出口からの排ガスにつきましては、国において定める基準値はもとより、施設整備基本計画における自主規制値を遵守するものとして、適切な燃焼管理及び排ガス処理設備を設置し、排ガス対策を行うことを要求水準書に明記しております。

また、運転状況の把握、制御、管理等のため、煙突の中にばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物等の排ガス等の測定機器を設置するとともに、場内の適切な位置に排ガス濃度等のモニタリングデータ表示盤の設置につきましても行う計画で現在進めております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。排ガスに含まれる有害物質等についての調査頻度について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

排ガスにおける調査頻度につきましては、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀、ダイオキシン類を各炉ごとに年間4回を実施することとしております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。現在のクリーンセンターでは、印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書に基づき、印西市や白井市などのクリーンセンター周辺の自治会と協定を締結しています。次期中間処理施設については、近隣自治会と同様の協定を締結する考えか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

次期中間処理施設につきましても、現在と同様に公害防止に関する協定書を吉田区等と締結して行っていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。先ほど挙げた協定書に基づいて、現在地域住民の健康と生活環境の保全を図ることを目的とした印西クリーンセンター環境委員会があります。次期中間処理施設において、協定の履行を確認する場として同様の委員会をつくる考えがあるか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

次期中間処理施設につきましても、現在の環境委員会と同様の組織を近隣の町内会等と協議の上、設置する考えでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） （4）、災害対策について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

次期中間処理施設の災害対策につきましては、火災、自然災害等による緊急事態を想定したマニュアルを作成し、適切な運用、維持管理に努めることを要求水準書に明記しております。また、災害発生時を想定し、処理に必要な薬剤等は常時7日以上貯留しておくことや、防災備蓄倉庫に飲料水、食料、毛布等（100名、3日分程度）を備蓄することも要求水準書に明記させていただいております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 今後マニュアルの作成もあるということで分かりました。再質問です。次期中間処理施設地域振興策対象地区、アクセス道路の対象地区について、印西市ハザードマップに該当する箇所はあるか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、地域振興策エリアにつきましては、一部の範囲について土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に入っているところがございます。

次に、アクセス道路につきましても一部液状化しやすい地域として注意喚起されている部分がございます。また、このアクセス道路につきましては、現在道路設計を進めているところではございますが、必要に応じプレロード工法や中層地盤改良工法など、適切な工事手法によりまして対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） アクセス道路については、また対応されていくというところで、一番その地域振興策の対象エリアについて伺いたかったのですけれども、まだ用地買収などが終わっていないということで、今後の対応のほうは、まだ対応策のほうは考えられていないと思いますので、また時期を見て質問させていただきたいと思います。

再質問です。災害等の影響で、次期中間処理施設やアクセス道路が利用不可となった際のごみの一時保管場所について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

災害時のごみの一時保管場所につきましては、各市町において仮置場を設置することとなります。また、災害時の影響により、次期中間処理施設やアクセス道路が利用不可能となった場合は、早期復旧に努めることはもとより、短期間で復旧が見込めない場合には千葉県と協議し、広域処理でのご

み処理をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 自分が勉強不足なところがあったのですが、仮置場について組合で決め得るのではなくて、基本的には各市町で災害時に仮置き場が設置されると、そして場所については次期中間処理施設ができたからといって変わるものではなくて、恐らく災害規模などによって各市町の仮置場の候補地から、その場所を選定していくということが想定されるのかなというふうに理解いたしました。今後南海トラフ地震であったり首都直下型地震であったりと、いつ起こるか分からないところもありますので、今後とも災害対応については各市町との連携をお願いできればと思います。

質問2、地域振興策についての（1）、現在の状況について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

地域振興策につきましては、現在吉田区との対話協議を継続しながら、スケジュールどおりに順調に検討が進んでおります。今年度につきましては、サウンディング型市場調査業務などに着手しております。また、用地交渉につきましては、令和4年11月から着手しておりますが、現時点の進捗状況といたしましては、面積ベースで約93%の買収率となっております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） （2）、課題や検討事項について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

課題につきましては、大きく2点あるものと考えております。まず、1点目につきましては今少しご説明をしましたが、用地買収、こちらのほうが問題と考えております。先ほども申し上げましたが、面積ベースで進捗状況が約93%となっておりまして、残りの難航している部分について全面買収に向けて引き続き精力的に交渉を重ねていきたいと考えております。

2点目は、最終的に導入するコンテンツの選定でございます。この選定につきましては、令和7年度に策定予定の基本設計において明らかにするものでございますが、各コンテンツの事業スキームを含め、今後詳細かつ多面的な検討が必要になるものと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。用地買収の残りの7%について、面積や地権者数などの詳細を伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

用地買収の残りの7%における詳細でございますが、面積は約9,300平米、筆数が30筆、地権者数は14人となっております。ただ、この地権者数につきましては、14人のうち10人は未相続地の法定相続人となります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。用地買収については難航しているということでしたが、現時点ではいつまでに全ての用地買収をすれば全体スケジュールに影響はないでしょうか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

地域振興策事業は、令和6年度より導入する施設や機能、規模、配置計画など検討を行いまして、

令和7年度に基本設計を策定する予定となっております。組合といたしましては、令和6年度以降に施設の検討や基本設計等に影響がないように、今年度中の全面買収を目指し、引き続き交渉はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） だんだんと時期が迫ってきて、また買収のほうがうまく行かなかったきのことも考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

それでは、(3)、サウンディング型市場調査について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

サウンディング型市場調査業務につきましては、13者から参加申込みをいただき、既にヒアリングが完了している状況でございます。今後につきましては、11月末に予定している委託業者からの成果品の納品に向け業務が進んでいるものと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） こちらも先ほどの軍司議員のご答弁で理解いたしました。

(4)、協定書の内容にのっとって協議が進んでいるか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

吉田区と締結いたしました整備協定書及び覚書の内容を大前提といたしまして、吉田区が設置したよしだ未来会議を通じまして、各種対話協議を現在進めております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 当組合の地域振興策への方針、考えについて少し再質問で伺っていききたいと思います。

再質問です。地方自治法第287条に基づいて、印西地区環境整備事業組合規約があります。規約第3条3号において、一般廃棄物処理施設から生じる余熱を利用する施設の設置、管理及び運営に関する事務は組合で行うとあります。この余熱施設とは、次期中間処理施設の事業においては地域振興策と同義と捉えていいのか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

地域振興策事業につきましては、様々な施設で電気や熱などの排熱エネルギーを活用することから、基本的には現組合規約で規定しております余熱を利用する施設の設置、管理及び運営に関する事務、また当該事務に関連する一切の事務に該当するものと考えております。ただ、こちらのほうにつきましては、地域振興策として整備する施設の内容が明らかになった際に、必要に応じて組合規約の一部改正を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 既にその地域振興策のことが規約のことに載っていますが、今後できる施設によっては改正が必要になってくるということでも分かりました。

再質問です。吉田区と締結した次期中間処理施設整備事業の施行に関する基本協定書第2条に、吉田区の役割として事業が円滑に推進するよう協力するものとするとあります。吉田区の協力は、次期中間処理施設の整備及び持続的な運用に対してどのような影響があるか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問に回答させていただきます。

本事業につきましては、吉田区の協力が不可欠なものであり、建設予定地の決定から始まりまして、用地への協力や現在進行中の次期施設の建設、地域振興策では整備から運用までご協力をいただき事業を進めております。また、その他につきましても今後予定しております公害防止に関する協定書や現在の環境委員会と同様の組織の設置など、ご協力が必要不可欠なものでございます。この協力が得られまないと、事業の運営にも影響が出るものと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。吉田区と締結した次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書の目的の一つに、事業及び地域振興策を円滑に進めることとあります。本組合が地域振興策を円滑に進めようとする理由及び地域振興策を次期中間処理施設整備事業と一体的に行う理由について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

平成26年に吉田区から提出のありました同意書における条件といたしまして、吉田区が希望提案する地域振興策を真摯に受け止め、協議の上、妥当な合意を見出し、これを担保すること、これが掲げられております。また、平成28年度に吉田区と締結いたしました整備協定の第5条において、次期中間処理施設は地域振興策と連携することによって今後の建て替えも含めた恒久施設として位置づける旨が規定されております。以上のことから、両事業については一体的に組合で行う必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松本議員。

○2番（松本有利子議員） 再質問です。これまでのご答弁の内容を統合していきますと、本組合が同意書の内容を守るという前提があつて、吉田区の事業協力を得られる。事業協力を得られることで、次期中間処理施設整備事業が円滑に推進される。つまり言い換えますと、本組合が地域振興策を円滑に推進することは、吉田区の協力を通じて次期中間処理施設の整備及び持続的な運営につながると言えると思います。

そのような中、地域振興策のため買収した用地において一時草が繁茂し、地域住民からイノシシなどのすみかにならないか、組合事業のために売った土地を大事に扱っているか等の不安の声を聞きました。現在は、本組合と吉田区が協議し、解決したということでしたが、今後も吉田区と本組合の間で事業を進める中で、そごが生じることがありませんよう、改めて地域振興策の推進について本組合の方針を伺います。

最後に伺います。次期中間処理施設の持続的な運営のためには、今後も協定書の内容に基づき、吉田区と地域振興策の協議を進めていくという認識でよろしいでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へご回答させていただきます。

組合といたしましては、ご質問のとおり、地域振興策について今後も協定書に基づき、吉田区と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 以上で松本議員の一般質問を終わります。

次に、議席番号6番、柴田圭子議員の発言を許します。

柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 議席の6番、柴田圭子です。通告に従いまして、一般質問させていただきますが、今までの質問の中で本当にたくさんかぶっておりますので、あまりダブらないように、ちょっとここだけは聞いておきたいというところだけを選んで聞いていきたいと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

では、質問の1です。次期中間処理施設整備運営事業について伺います。最初が、構成市町との協議はどのようにされていますかということで、松本議員が同じことを聞かれまして、定期的に今年度になってからは2つのほうの会議を持たれているという答弁をいただいております。今年度についてはいいのですが、またそれで必要かつ十分な会議を持たれていることを願うものですが、昨年実は金額的なものを決める一番大事な部分において、構成市町に対しての情報が全く行き届かず、構成市町のほうが本当に困ったという実情がございました。要は債務負担行為という、今年の2月になるまで債務負担行為が出るまで、例えば去年の12月に白井市議会にまで来ていただいて勉強会したのですが、その時点ですら炉の建設費用は79億円だと言っていたのです。蓋開けたら百何十億円ではないですか。もうその時点でかなり事実とは違っているというのが分かっているのに、ぎりぎりまで構成市町のほうにきちんとしたことを伝えない、結局疑心暗鬼になってしまうということが実際に起こっていますので、ここについてだけはもう重々今までのようなことのないように、構成市町との連携、それから情報交換、それだけはもう密に今後していただきたいと、これはもう本当に切にお願い申し上げます。ここについては、それで結構です。

それから、2番目としてアクセス道路と線形修正の状況はということでお尋ねいたします。これも軍司議員が質問されてはいるのですが、ちょっと角度違うようですので、お答えをお願いいたします。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

アクセス道路の線形修正の状況といたしましては、現在路線測量業務委託及び道路設計・地盤解析業務委託を9月に契約し、業務を進めているところでございます。なお、測量業務につきましては、令和6年3月の完了を予定し、道路設計・地盤解析業務につきましては令和7年3月に業務が完了する予定で進めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） ここのご答弁はそれで分かりましたので、結構です。

次ですが、アクセス道路が確保される前に、これも大分いろいろと紆余曲折があって、令和7年3月に業務が完成する予定というところまでこぎ着けたと思うのですが、その前に確保を必ずされるかどうかは、まだ未買のところもあったと思いますが、本体工事の事業者選定を開始するという点について、ちょっと大丈夫なのかなという危惧をしますし、またきちんこの道路は開設しますということがはっきりしない限りは、進められないという実情もあるのではないかと思いますので、その辺りについてはどうでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にご回答させていただきます。

次期中間処理施設と並行して進めておりますアクセス道路につきましては、令和6年度末に通行できる予定で業務を進めておりましたが、議員ご承知のとおり、用地取得の難航や環境影響評価による動植物の重要種を移植する必要性が出るなど、遅れが出ることは避けられない状況となったものでございます。しかしながら、こちらにつきましては仮設道路を整備することによりまして、次期中間処理施設整備、こちらの工事等に影響なく進めることが可能となったことから、当初の予定どおり令和10年度の稼働を目指し、問題なく進められるものと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） では、仮設道路を整備することになったので、要は搬入とか危惧がなくなったから進められるというご見解だと受け止めました。分かりました。

では、次です。環境影響評価の取扱いです。これは松尾議員がかなり聞かれているのですが、

私も環境影響評価書を見に行っただけですけれども、本体こんな厚かったのです。先ほど軍司議員がおっしゃったとおり、概要版というのがこのくらいありました。それで、その中にいろんな仕分けがしてありまして、何か上位性と典型性と特殊性と分けられていて、鳥類とか、あと昆虫類と、あと哺乳類とかに分けられていて、もう十何種類かがばっと分けられていて、それぞれについて評価がされていて、これは残すべきであるとか、今の環境で大体環境が守られるだろうというものとか、あるいは守るように努めてくださいって書いてあるものとか、移植をしたほうがいいたろうというものとか、本当にちょっと見ただけでは全く仕分けができない状況でした。これどのように、多分分析されているのと思うのですけれども、移植が必要なもの、あと環境が守られるだろうと思われるところ、そこら辺の分類はもうできていますか、皆さんへの説明会の前に、そこをお尋ねします。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へご回答させていただきます。

この環境影響評価につきましては、先般8月の議会において補正予算等を可決していただいたところではございますが、その際に重要種を移植するというので、補正予算のほうをいただいております。こちらのほうは、その重要種というものは、この環境影響評価をもちまして出されたものになりますので、この影響評価に基づいて重要種を移植し、今後影響のないように、組合としては進めていくということになります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） それでは、その重要種の移植って必要なものというのは何種類ぐらいあるのですか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へ回答させていただきます。

まず、重要種ということで移植が必要なものになりますが、植物として10種類になります。また、哺乳類が1種類、両生類が4種類、昆虫類が6種類、クモ類が1種類、あと魚類が1種類、以上のものが今回の環境影響評価による重要種ということで移植するものになります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） それ全部名前挙げてくださいますか。多分10月の後半の説明会のときには資料として出されるのだと思うのですが、それにしても随分たくさんありますし、それぞれ生息している範囲も違っているでしょうし、とても難しそうな事業だなという感じがするのですけれども、これについては例えば植物を移植すればいいという話かもしれないけれども、哺乳類ってすんでいる場所というのがあって、それをそのまま動かすということは多分不可能だと思うのですけれども、これはできるだけ保存すべく移植して生かしていくというおつもりなのだろうと思うのですけれども、定着率というのですか、この全体、今までのほかのところでもこういう事業をいっぱいやっていると思うのです、うちだけではなくても。こういうのちゃんとこれで定着、移植したりしてきちんと残っていきますというのというのは、どのくらいのスパンを見て観察していくものなのですか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へご回答させていただきます。

こちらの動植物の移植の定着率ということなのですが、私どもとしては極力定着するように努力をさせていただくということになります。また、それを確認する期間ということなのですが、こちらのほうにつきましては、環境影響評価そのものが工事中の評価、また工事後、運用が始まってからの評価と3段階に分かれているものになります。このたびの評価につきましては、事前の評価ということで、現状を表したものになります。また、現状を表した中で、そういう重要種は工事の

影響が出るということで移植をする、そういうものになりますので、今後については工事中の評価、完成後の評価ということで、そちらのほうを確認していくような状況になります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 分かりやすい説明でした。この評価というのは、この評価書をつくった会社がずっと責任を持って長期スパンで見えていくということになるのですか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） 事業者ということなのですが、事業者については今のところは検討中としかお答えはできないような状況ではございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） この植物を移植したほうがいいのかというふうに回答したところが、それをそのままトレースしていくのではないということになりますね。それはまた別の話ということだと受け止めたのですが、それでよろしいですか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） こちらにつきましては、今の契約のほうを終了した時点で、また今後随契により今の会社と契約するか、または新たな事業者のほうと入札により決定するか、そこら辺の状況がございまして、ここで答えするのはちょっと不可能となります。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） よく分かりました。

では、次の質問に進みます。4番になります。4番、周辺整備の用地交渉の進捗状況、これは松本議員のほうにお答えいただいているので結構です。93%進んでいるということでした。

そして、その次の（4）—2に行きまして、事業遂行に支障はないかというところについて、これも大分お答えはいただいているのですけれども、要は用地が未買収のまま事業遂行に支障がないかということで伺いたいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

地域振興策用地につきましては、令和7年度基本設計の策定を予定しております。この中で、施設の配置計画等を決定することと今は考えております。今後につきましても、計画に支障が出ないように、私どもとしては引き続き全面買収を目指し用地交渉をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 分かりました。それはそうなのですが、例えば施設が建設を始めるころのときまでに、用地買収が終わってなくても施設建設、要は次期中間処理施設、そちらのほうはそのまま建設が進められると考えてよろしいのですよね。例えばこの用地買収が終わっていなかったら着工できないとか、そういうようなことではなく、次期施設というのは、またそれはそれで工事が進められると考えてよろしいですか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へ回答させていただきます。

先ほど来説明しているとおり、現在93%の買収のほうを終了しております。先ほど説明したとおり、令和7年度に施設のほうの計画を立てることになっておりますので、用地買収がもし全面ができなかった場合においても、現状の93%の買収の中でそういったものは検討するようになってくるかとは考えております。また、次期施設のほうは、ご承知のとおり施設のほうは100%用地買収は済んでおりますので、次期施設に関しては現在の入札業務をこのまま継続していくこととなります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 次期施設のほうは、もう障りなくそのまま進められるということを確認しました。

先ほども出てきました基本協定や整備協定書にあるように、吉田地区のほうも施設の地域振興策のほうは協力するというふうに書いてあります。事業が円滑に推進するというのは、やっぱり用地買収が大前提になるかと思うのですけれども、先ほどおっしゃられました7%のうちの何人かが未相続、相続未定ということでおっしゃられていました。これというのは、どういう状況なのでしょう。相続者が特定できなくて、交渉もできないのか、あるいは交渉自体が難航しているのか、その辺の状況はどうでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へ回答させていただきます。

相続関係の用地買収につきましては、私どもの交渉が難航しているというよりも、相続間の問題ということで難航をしております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 相続間で難航しているというのは、こちらはもうどうしようもない、手がなくて向こうで解決してくれなければ、これ以上先には進まない、それは吉田区の方とは関係なく相続間、吉田区の人以外の未定の相続間のことということですか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまの質問に回答させていただきます。

議員おっしゃるとおり、吉田区以外の方も相続人はいらっしゃいます。相続、一般的に私どももそうなんですけれども、普通の相続でのちょっと諸問題がありますので、それに対して組合で交渉というのはなかなか難しいところあるような状況ではございます。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） そうすると、それを待っていると基本計画とかが整備する時期に間に合わない可能性もあるけれども、それはそれで進めていきたいと思いますというふうな捉え方しかできないかなと思うので、それはしょうがないのかなと思います。

では、次に移ります。（4）—3です。上限予定額のうち、既に支出した額と内訳について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問に回答させていただきます。

地域振興策に係ります整備費用の総額につきましては、ご承知のとおり協定書に基づきまして33億8,100万円が上限となっております。地域振興策費用の既に支出した額の内訳でございますが、主なものといたしまして、平成29年度に策定いたしました地域振興策基本計画の策定費用や地区への防犯カメラの設置負担金、各種測量費用及び不動産鑑定委託料、用地取得費、物件補償費など、令和4年度までに約4億2,400万円が支出されております。なお、今年度の予算といたしましては、用地取得費及び物件補償費、サウンディング型市場調査委託料、こちらの方で3億6,922万1,000円を予算計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 33億8,100万円のうちの既に4億2,400万円ですか、支出がされ、今年度でまた3億6,922万円支出されるということでしたが、これは33億8,100万円というのは、内訳があって積み上げた数字だと思うのですけれども、これ今までの支出、それと今年度の支出予定のものなどが、その範囲内に全て収まっているのか、あるいはちょっと内容の入れ替えが出ているのか、そこら辺について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、33億8,100万円の内訳ということでござい

すが、一応内訳のほうといたしましては、用地買収費、こちらのほうで6億9,500万、これを計上しております。また、インフラ整備費といたしましては2億5,000万、地域振興設備費ということで21億7,116万5,000円、これが33億8,100万円の内訳になります。この地域振興設備費、こちらのほうに各種工事入っております、温泉の掘削費とか、そういう地域振興策の外壁工事、建築工事、各種の調査とか、あとは建築の設計、土木の外装工事等、あとはソフトの計画とか、そういったものを含めて先ほど申しました21億7,116万5,000円、そういったものに入っているものとなります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） この頃工事の建設費が上がるだの何だのいろいろありますけれども、取りあえず今のところは予算の範囲内で収まっていますということだという理解いたしました。

それでは、次に進みます。（4）—4です。焼却施設と一体整備に無理はないかということ伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問に回答させていただきます。

次期中間処理施設につきましては、令和6年2月議会において契約の議案を上程する予定で進めさせていただいております。また、地域振興策事業につきましては、令和8年度から施設の整備を予定しております。令和10年度の同時稼働開始を目指し、現在事業を進めている状況でございます。

ご質問の焼却施設と一体整備について無理はないかでございますが、この事業につきましては近接工事となり、また工事前仮設道路等についても両事業での使用となりますことから、事業に支障が生じないように調整を図りながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） これはどなたかの質問にも先ほどお答えいただいたような内容で、調整図りながら進めますということだと思うのですが、身近で言えば柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の周辺整備についての用地買収などに時間かかって、結局本当にふさわしいものということでお花に見直したという経緯がございます。そして、例えば極端な話で言えば、調布にあるふじみ衛生組合、そこは都心にあるのですが、グリーンプラザふじみを建設するときに、結局もめたのですが、周辺整備は花壇の要求は全くなく、会議室を市民の活動のために使わせてくださいという程度の話で合意ができ、今稼働しているというようなところもありますよね。

なので、今いろいろなことが、いろいろきれいな写真のレイアウトとかを見せられていますけれども、そこにこだわることなく大胆な計画の見直しはあり得るべしということは、考えとして持っておいてもいいのではないのかなと私は思うのです。もちろん吉田地区の方にとっても利便性の向上という意味では上下水道が通ったりアクセス道路が通ったり、ある程度の恩恵は受けているわけですし、あまりに最初に立てたことにこだわらずに、そこに固執するのではなく柔軟に必要なものと、そして管理できる範囲のものを整備していくということにさせていただきたいと思うのですが、ここについてはどうでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

まず、地域振興策としての整備する施設の規模等につきましては、先ほど来申し上げているとおり、令和7年度の策定を予定しております基本設計の中で決定する予定となっております。また、地域振興策につきましては、次期中間処理施設の建設に係る吉田区との合意条件を基本としながら、既に締結しております基本協定、整備協定、覚書において規定している合意事項があることから、この範囲内において検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） もう名前が吉田資源循環センターとまで記載されているぐらいで、そこを

しっかりそこで根付いて動かしていこうということの現れだとは思いますが、ではこれほどなたかが前質問したような気もするのですが、地元の人たちにどこまで委ねるのかということもまた考えなくてはいけない話だと思います。指定管理とか何かそういう話あるかもしれませんが、今の組合規約、先ほどから読み上げられている施設から生じる余熱を利用する施設の設備、管理及び運営に関するところまでこちらが負うとなると、全く独立性がなくなってしまう。けれども、一方では協定のほうを見ますと独立採算制を目指すものとするところもある。そこでもう既にそごが生じています。地元の人はどこまで担うか、管理運営、それから維持、そこまで全部担うのか、どこまでを組合が見るのか、そこはちょっと今の時点ではっきり出てきていないなと思うのです。そこについて、地元の人どこまで委ねるのか、受ける側はどこまで受けるつもりがあるのか、そこら辺の確認は令和7年を待たずに非常に大事なポイントだと思うのですが、そこはどうでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問、回答させていただきます。

地域振興施設の運営管理につきましては、整備協定における規定に基づきまして、吉田区が設置する法人に委託する予定となっております。具体的には、現在の印西温水センターと同様に、指定管理者として運営管理を委託することを考えております。ただし、専門性の高い一部の導入機能につきましては、テナントによる事業者を募集するなど、外部の力を活用する前提で検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 指定管理者だと、スタッフが組合にいて何か困ったときの運営が相談に乗るとい形になるので、独立採算目指すということと、どこまでそごが担保できるのかがちょっとよく分からないなというところがあるので、ここはやっぱり令和7年、協定結ぶまでには、基本計画ですか、できるまでにはしっかりそこは詰めていただきたいなと思います。

そして、もう一個、テナントによる事業者を募集するというのは、テナントさんというのは中に入ったところで事業者の誰か来ませんかと募集するというのは、吉田区の人募集するというのですか。どういうふうなことに受け取ったらいいのか、よく分からないのですけれども。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へ回答させていただきます。

こちらの考えといたしましては、指定管理を出している吉田区の中でテナントを募集していただきまして、管理をしていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 外部の力を利用するというのもあり得るのですということを、さっきご答弁いただいたと思うのですが、そういうことにおいてでも大きなお金が動くことですので、公平公正に進められるように、何でも絶えず公開しながら、変なことが起こらないように、そこは重々気をつけて進めていただきたいと思いますので、よろしく願います。では、この質問は終わります。

質問2に行きます。ごみ処理基本計画についてです。ごみ処理基本計画、今年の3月出されたところですが、その前の31年のごみ処理基本計画と比べて、新たに盛り込まれた視点とか考え方について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

このたびのごみ処理基本計画では、ごみの減量化はもとより、基本理念や基本方針、こちらに脱炭素社会への移行についても取り入れて、分別の徹底や廃棄物の適正な循環利用も基本方針に取り入れさせていただきました。また、新たに令和4年4月1日に施行されましたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づきまして、プラスチックの再資源化を施策に取り入れてでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） このプラスチックの再資源化ということですが、たしか昨年度にどなたかが質問したときは、なかなかちょっとこれ難しいのですという話をされていましたが。基本計画開けてみましたら、それを施策の中に取り入れられているのが分かりました。なので、どのような協議をして、これをちゃんと施策の中に位置づけるようにしたのかということを知りたいと思います。多分単独ではできずに、構成市町とも協議されたと思うのですけれども、どのようなステップを踏むのでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

こちらのほうの進め方ということなのですが、こちらは先ほど言ったとおり、令和4年4月1日に法律のほうが施行されております。市町村の役割として、そちらのほうへ努めるということになっておりまして、計画策定の際はもちろん市町の意見を聞きながら計画は策定しておるわけなので、その意見を基に策定したものが計画で、その施策の一つとしてこちらのほうの資源化というのは入っているものと認識しております。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） では、いつまでのその製品プラスチックの再資源化に向け進めるのか、そこの一応道筋みたいなのは、この5か年の中でついているのでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

プラスチックの再資源化につきましては、中間処理事業者の設備等の受入れ体制が令和7年度中に整う見通しとなりましたことから、同年度中に製品プラスチックの再資源化に向けて進めているところでございます。また、令和6年度中に製品プラスチックの分別回収をモデル事業として試行的に地区を設定し、1か月間回収を行い、容器包装リサイクル協会へベール検査を実施する予定で現在進めております。今後につきましても、令和7年度中のプラスチック再資源化を目指し、市民への周知方法や回収体制を整理し、分別回収の実施に向けて調整を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 中間処理事業者の設備の受入れ体制がどうも整いそうだということ、これは具体的にどこになるのですか、何社ぐらいあってということをお聞きします。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

中間処理事業者、こちらのほうは1社ということで今進めているわけなのですが、現時点においてはまだ契約等しているわけではございませんので、その社名等を挙げることは控えさせていただきます。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 1社で契約していないと、1社しかないと逆に言えるのかなとも思うのですが、進めまして、たしか令和6年度中にモデル地区を設定して、1か月間回収を行うというようなことをおっしゃられていましたけれども、これはどういう地区に設定して、事前の協議とか要ると思うのですけれども、どのように進めるのでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまの質問へお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、現在は白井のほうのマンション等でこちらの方としては検討しております。

現在の進捗状況といたしましては、そのマンションの管理人をなされている方に、その旨の了解をいただいているとのこと。今後の進捗について、協議をさせていただいているような状況になっております。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） そこについては分かりました。

それでは、次に進みます。2番目です。構成市町の計画との整合性はということについて伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまの質問へお答えさせていただきます。

構成市町の計画との整合性につきましては、組合の計画に基づき各市町の計画の改正時に整合性を図っております。なお、印西市におきましては、令和7年度に改正予定となっており、白井市さんのほうでは現在改正手続中、栄町では令和5年3月に組合の目標と同じ1人1日当たり440グラムを目標ということで既に改正のほうがされているような状況でございます。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） ここは分かったのですけれども、今回の目標値の設定というのは、読みますとバックキャストという考え方をされていると、県に合わせて、県は令和7年に排出原単位1人440グラム、1日にと定めて、そこに向けて施策を講じるという方法です。県が令和7年度に数値目標440グラムを達成するけれども、こちらの本組合では計画の中間年度である令和10年度で達成するということが書かれています。非常にそのバックキャストという呼び方が不思議で、要は目標を決めて、それで毎年遡ってこれだけ減らしていこうとか、遡るといって手前に倒していったら、これだけ、これだけというふうにやっていくのだからというやり方なのかなと思うのですけれども、まず県は各市町の合計の平均だろうと思うので、当組合ですら達成できていないのに、大体県は達成可能なのか疑問なのですけれども、また印西も白井もこれから五百何十グラムもある中、達成に向けた市町の取組は組合とどの程度の調整ができていのでしょうかと、一番進んでいるのが栄町だと思うのですけれども、それでも440とはほど遠い状況です。どういうふうに考えて、どのように協議されたのか、お伺いします。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問に回答させていただきます。

こちらの市町との協議につきましては、今年度既に担当者会議を3回実施しております。こちらの会議内容としましては、もちろん今お話のあるとおり、減量化に向けての取組、こちらについては昨年度の取組内容の確認、また本年度の取り組む施策への確認や、今ご説明したような製品プラスチックの再資源化等について協議をしております。こういったように、情報の共有化を図りながら、今後も継続していき、目標である440グラム、こちらを目指し、市町と共に協力はさせていただきたいと考えております。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） ここについては分かりました。頑張らなくてはしょうがないからということだと思います。

そうしましたら、次で次期施設規模の適正な焼却量の考察はどのように行ったのでしょうかということも併せて伺いたいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問ご回答させていただきます。

次期中間処理施設の整備等につきましては、令和5年3月策定の印西地区ごみ処理基本計画における減量施策後の令和10年度ごみ排出量により焼却量を算定して出しております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） これも先ほどのあれもそうなのですから、プラスチックの再資源化、

これもこの数値の中には入っていますか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問にご回答させていただきます。

議員おっしゃるとおり、プラスチックの再資源化を含め、そちら含む数値で440グラムを目標というところで設定をされております。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） ということは、確認ですけれども、今の2番、構成市町の計画を合算し、それから導いた数字で、かつバックキャストという遡るやり方で算定したということではよろしいのですね。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へ回答させていただきます。

本計画の目標の選定というのは、現状を踏まえ、そのときの現状500、ごめんなさい、ちょっと調べないでしゃべって申し訳ないのですが、コロナの影響を受けて520グラム前後だと思いましたが、そこから達成できる目標ということで、また国、県の目標、こちらとの整合性を取りながら、目標のほうは設定をさせていただいております。その設定のほうは440グラムということで、議員のおっしゃるとおりバックキャスト、目標からその目標を達成するために何をやっていくか、そういうような形で決めさせていただきまして、こちらについてはもちろん先ほど言ったとおり、市町の合意を得ながら進めたものになりますので、そちらのほうで目標に向かって今後減量化を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） そうすると、やっぱり構成市町の連携というか、お互いに本当に頑張って情報共有しながら進めていかなくてはいけないというところよく分かりました、

では、最後になります。4番目、1人当たりごみ排出削減目標値の設定で考慮した点はどのようなことでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問へ回答させていただきます。

令和5年3月策定の、今ご説明したごみ処理基本計画におきましては、これも先ほど説明したのと同じになりますが、現在計画しております国、県の目標値であります1人1日当たり440グラム、こちらとの整合性を図るとともに、令和元年度に発生いたしました台風の影響や新型コロナウイルス感染症の影響等、これによりまして一時的に増加したごみ量なども踏まえながら、目標値を設定しております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 分かりました。

そうしたら、もう最後になります。実現の可能性についてを伺いたいと思います。ごみ排出削減目標値の達成の実現可能性、バックキャストということ市町といろいろ協議しながら進めたということは分かっておりますけれども、そこについて最後に伺って終わりにします。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問に回答させていただきます。

印西地区ごみ処理基本計画におきまして掲げております減量施策等の実施によりまして、ごみの排出量の削減に努め、ごみ排出削減目標値を達成できるように、今後とも市町と共に実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 以上で柴田議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は14時45分。

(午後 2時32分)

○議長（長谷川則夫議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 2時45分)

◎報告第1号

○議長（長谷川則夫議員） 日程第5、報告第1号 継続費精算報告書の報告についてを議題とします。

本案について、報告を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 報告第1号 継続費精算報告書の報告につきましてご説明をいたします。

本案は、次期施設建設費におけるアクセス道路・延伸部道路設計及び軟弱地盤解析事業の継続費が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告をいたします。

本事業は、アクセス道路の線形見直しに係る設計、軟弱地盤解析等と延伸部道路の予備設計、詳細設計を令和2年度から令和4年度までの3か年継続事業として実施したものでございます。全体計画額、実績額ともに5,061万1,000円、比較ゼロ円でありまして、残額はございません。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長（長谷川則夫議員） 以上で報告を終わります。

質疑に入ります。

質疑はありませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（長谷川則夫議員） 質疑はなしと認めます。

以上で報告を終わります。

◎認定第1号及び認定第2号

○議長（長谷川則夫議員） 次に、日程第6、認定第1号 令和4年度印西地区環境整備事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び日程第7、認定第2号 令和4年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定については一括議題とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（長谷川則夫議員） 異議なしと認めます。

認定第1号及び認定第2号について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 認定第1号及び第2号につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、令和4年度印西地区環境整備事業組合一般会計、墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について、別紙、決算書及び主要施策の成果に関する報告書並びに監査委員の決算審査意見書を添えて提出するものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（長谷川則夫議員） 伊藤局長。

○事務局長（伊藤 章君） 認定第1号及び第2号の内容につきましてご説明させていただきます。

歳入歳出決算書の1、2ページをお開きください。決算総括表でございます。

一番下の合計欄を御覧ください。一般会計、墓地事業特別会計の合計額でございます。歳入予算額40億7,891万3,200円に対しまして、決算額は35億1,264万2,096円、予算額に対する決算額の差額は、5億6,627万1,104円の減でございます。歳出では、予算額40億7,891万3,200円に対しまして、決算額は33億4,184万541円、予算額に対する決算額の差額は7億3,707万2,659円の減でございます。

以上によりまして、決算額の歳入歳出差引残高は、1億7,080万1,555円でございます。

次に、会計別にご説明をさせていただきます。

まず、一般会計でございますが、3、4ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、1款分担金及び負担金は、ごみ処理事業及び平岡自然公園事業等、各種事業の執行に伴います構成市町負担金でございます。予算現額、調定額及び収入済額は、ともに22億6,190万1,000円でございます。

次に、2款使用料及び手数料でございますが、こちらは印西斎場及び平岡自然の家の使用料並びに印西クリーンセンターに搬入されました事業系ごみの処分手数料でございます。予算現額は4億5,246万2,000円、調定額4億7,124万2,265円に対しまして、収入済額は4億7,124万2,265円でございます。予算現額と収入済額との比較は1,878万265円の増で、内訳といたしましては、1項使用料では印西斎場の使用件数が見込みを上回ったこと、2項手数料では事業系ごみの搬入量が見込量を上回ったことによる増によるものでございます。

次に、3款国庫支出金でございますが、こちらは災害廃棄物処理計画策定支援事業に係る災害廃棄物処理施設整備交付金及び次期施設整備に係る廃棄物処理施設整備交付金、放射性物質測定費用に係る廃棄物処理施設モニタリング事業費国庫補助金でございます。予算現額5,372万円に対しまして、調定額及び収入済額は、ともに6,113万3,960円でございます。予算現額と収入済額との比較は、741万3,960円の増でございます。これは、次期中間処理施設整備事業に係る印西市に対する水道施設整備事業負担金の出来高が見込みを上回ったことによる増によるものでございます。

次に、4款繰越金でございますが、予算現額1億2,773万7,200円に対しまして、調定額及び収入済額は、ともに1億2,773万7,836円でございます。予算現額と収入済額との比較は636円の増でございます。

次に、5款諸収入でございますが、印西クリーンセンター、印西斎場、平岡自然の家に係る雑入並びに放射性物質対策に係る損害賠償金でございます。予算現額8,314万円に対し、調定額及び収入済額は、ともに1億1,500万3,915円でございます。予算現額と収入済額との比較は、3,186万3,915円の増でございます。主なものといたしましては、1項雑入では、容器包装リサイクル協会拠出金について、協会のペットボトル有償入札額が見込額を上回ったこと、また有価物売払代金が見込量を上回ったことによる増によるものでございます。

以上によりまして、下段の歳入合計は、予算現額37億9,676万200円、調定額34億2,621万8,976円に対しまして、収入済額は34億2,621万8,976円、不納欠損額がゼロ円で、予算現額と収入済額との比較は3億7,054万1,224円の減でございます。

次に、歳出でございます。5、6ページをお開きください。

1款議会費は、予算現額106万1,000円に対しまして、支出済額は82万5,133円、不用額は23万5,867円でございます。不用額の主なものは、議会会議録調製業務委託料の執行残等でございます。

次に、2款総務費は、予算現額1億1,161万2,000円に対しまして、支出済額1億951万2,837円、不用額は209万9,163円でございます。不用額の主なものでございますが、1項総務管理費の組合広報紙作成業務委託料、庁舎清掃業務委託料及び敷地内樹木管理等業務委託の入札差金でございます。

次に、3款衛生費は、予算現額34億8,502万200円に対し、支出済額29億7,975万1,907円、翌年度繰越額は4億3,051万7,503円、不用額は7,475万790円でございます。翌年度繰越額につきましては、2月の定例会におきまして、1項清掃費で繰越明許費を設定いたしました次期中間処理施設整備事業に係ります次期中間処理施設アクセス道路土地取得事業8,582万4,000円、地域振興施設土地取得事業6億3,135万9,000円、合計で7億1,718万3,000円を令和5年度へ明許繰り越しをしたものでございます。

不用額の主なものでございますが、1項清掃費では、2目塵芥処理費、印西クリーンセンターの運転管理に伴う光熱水費や一般廃棄物収集運搬業務で、ごみ処理量から電気料金及び水道料金の使用量の減及びごみ収集量が見込量より減となったことによります執行残などがございます。

2項保健衛生費では、2目環境衛生費で印西斎場管理費のLPガス及びガソリン価格を適切に読み切れなかったため及び新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、待合室及び控室でのお茶の提供を休止したための減でございます。また、平岡自然の家管理費の新型コロナウイルス感染症拡大防止の

ため休止しておりました宿泊を伴う多目的広場の利用を令和4年6月から再開いたしましたが、利用者が少なかったことによる業務回数の減により、キャンプ場の夜間施設管理業務の委託費の減となったことによります執行残でございます。

次に、4款公債費は、予算減額1億8,906万7,000円に対しまして、支出済額1億8,779万1,507円、不用額は127万5,493円でございます。不用額の主なものでございますが、1項公債費では2目利子が見込みよりも減となったことによります執行残でございます。

5款予備費につきましては、執行がございませんでした。

以上によりまして、下段、歳出合計は、予算現額37億9,676万200円に対し、支出済額32億7,788万1,384円、翌年度繰越額4億3,051万7,503円、不用額は8,836万1,313円、予算現額と支出済額との比較では5億1,887万8,816円となっております。

7ページを御覧ください。この結果、歳入歳出差引残高は1億4,833万7,592円でございます。なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、8ページから39ページに記載のとおりでございます。

40ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額は34億2,621万8,976円、歳出総額は32億7,788万1,384円、歳入歳出差引額は1億4,833万7,592円、翌年度へ繰り越すべき財源は691万7,503円、実質収支額は1億4,142万89円でございます。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金はございません。

一般会計につきましては、以上でございます。

続きまして、墓地事業特別会計でございますが、同じく歳入歳出決算書の41、42ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、1款分担金及び負担金は、平岡自然公園墓地事業の執行に伴う構成市負担金でございます。予算現額、調定額及び収入済額は、ともに2,821万9,000円でございます。

次に、2款使用料及び手数料は、印西霊園の墓所使用料及び管理料でございます。予算現額5,133万1,000円、調定額5,611万7,360円に対しまして、収入済額は5,610万6,800円、収入未済額が1万560円で、こちらは霊園管理料2件の滞納によるものでございます。予算現額と収入済額との比較は、477万5,800円の増でございます。

次に、3款繰越金でございますが、予算現額207万9,000円に対しまして、調定額及び収入済額は、ともに207万9,329円でございます。予算現額と収入済額との比較は、329円の増でございます。

次に、4款諸収入は雑入でございます。予算現額2万4,000円に対しまして、調定額及び収入済額は、ともに1万7,991円でございます。予算現額と収入済額との比較は、6,009円の減でございます。

次に、5款組合債は、印西霊園合葬墓整備事業に伴う組合債でございます。予算現額2億50万に対しまして、調定額及び収入済額は、ともにゼロ円でございます。予算現額と収入済額との比較は、2億50万円の減でございます。

以上によりまして、歳入合計は、予算現額2億8,215万3,000円、調定額8,643万3,680円に対しまして、収入済額8,642万3,120円、収入未済額が1万560円で、予算現額と収入済額との比較は、1億9,572万9,880円の減でございます。

次に、歳出でございますが、43、44ページをお開きください。

1款墓地事業費は、予算現額2億7,945万2,000円に対しまして、支出済額6,351万5,957円、翌年度繰越額2億1,354万500円、不用額は239万5,543円でございます。不用額の主なものは、合葬墓整備事業の一時工事中止のための減でございます。

2款予備費は、予算現額が100万円ございまして、充当額はございません。

以上によりまして、歳出合計は、予算現額2億8,215万3,000円に対し、支出済額6,395万9,157円、翌年度繰越額2億1,354万500円、不用額は465万3,343円、予算現額と支出済額との比較は、2億1,819万3,843円でございます。

45ページを御覧ください。この結果、歳入歳出差引残高は、2,246万3,963円でございます。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、46ページから51ページに記載のとおりでございます。

次に、52ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額は8,642万

3,120円、歳出総額は6,395万9,157円、歳入歳出差引額は2,246万3,963円、翌年度へ繰り越すべき財源は1,414万500円、実質収支額は832万3,463円でございます。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金はございません。

墓地事業特別会計につきましては、以上でございます。

次に、53、54ページをお開きください。財産に関する調書でございます。1、公有財産につきましては、次期中間処理施設アクセス道路用地1万6,379平方メートル及び地域振興施設用地8万8,916平方メートル、それぞれの増によるものでございます。

55ページをお開きください。2、物品につきましては、決算年度中の増減はございません。ただし、平成13年から約21年間使用いたしました公用車1台につきまして、同程度の車種に更新しております。これによる合計保有台数の増減はございません。

3、債権及び4、基金につきましては、該当はございません。

以上でございます。

最後に、この決算につきましては、主要施策の成果に関する報告書、監査委員からの決算審査意見書を添えて議会の認定をお願いするものでございます。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川則夫議員） 説明のちょっと確認をいたしますので、暫時休憩します。

（午後 3時09分）

○議長（長谷川則夫議員） 再開いたします。

（午後 3時11分）

○議長（長谷川則夫議員） 先ほどの説明で、説明をしていないところがありましたので、再度説明をしていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、伊藤局長、お願いします。

○事務局長（伊藤 章君） 大変失礼をいたしました。

一般会計歳入歳出決算書の5ページをお開きください。歳出でございます。説明漏れがございました。4款公債費につきまして、予算額1億8,906万7,000円、支出済額が1億8,779万1,507円、不用額のほうは127万5,493円でございます。予算現額と支出済額との比較につきましては、127万5,493円となっております。

○議長（長谷川則夫議員） 局長、すみません、その場所は説明されていますので、3ページ、4ページの組合債のところ。

○事務局長（伊藤 章君） すみません。

○議長（長谷川則夫議員） 歳入の3、4ページの6款ですね。

○事務局長（伊藤 章君） すみません、大変失礼をいたしました。歳入の部分での説明の追加をお願いいたします。

まず、一般会計の歳入の説明でございます。6款組合債、1項組合債でございます。予算現額8億1,780万円に対しまして、調定額3億8,920万円、収入済額3億8,920万円、予算現額と収入済額との比較でございますが、4億2,860万円の減でございます。追加をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） ありがとうございます。これで提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑に当たりましては、総括事項及び個別事項に分けて行います。

初めに、総括事項について、質問の通告のあった議席9番、軍司俊紀議員の発言を許します。

軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 議席9番の軍司俊紀です。通告に基づいて一括方式で総括質問いたします。

まず、一般会計、質問1、令和4年度における一般会計の決算では、実質収支額1億4,142万89円となっていて、令和3年度より増えております。県内の一部事務組合では、多くの組合で基金の設置

を行い、当組合でも前向きな回答が過去の答弁では見られたが、基金の設置を考えるべきではないかと。

質問2、令和4年度における一般会計の決算で、新型コロナウイルス対策にかかった費用は総額で幾らか。令和4年度決算の概要で新型コロナウイルス感染症の影響が数字となって出ているものはあるのか。

質問3番目、ごみ処理事業についてです。(1)、事業系ごみについて、搬入金額の検討は行われたのか。

質問(2)、資源ごみの売却単価の値上げ交渉はされているのか。

(3)、資源物中間処理業務で昨年度は、これ令和3年度はリチウムイオン電池による火災が発生しました。令和4年度は同様の事故は発生していないか。

(4)、地域エネルギーの有効活用に関する協定による蒸気単価を組合はどのように認識しているのか。

以上が一般会計です。

墓地事業特別会計においては2点、まず質問の1、印西霊園の使用許可と今後の増設について。令和4年度は墓所の利用と新規計画について計画どおりの数字が出ているのか。こちらについても計算上どこに計上されているのかをお聞きします。

質問の2、令和4年度における墓地事業特別会計の決算で、新型コロナウイルス対策にかかった費用は総額で幾らか。

以上、一般会計、大きい項目で3項目、墓地事業特別会計2項目質問いたします。回答をお願いします。

○議長(長谷川則夫議員) 山崎課長。

○庶務課長(山崎昌志君) 一般会計のご質問1についてお答えいたします。

基金の設置につきましては、組合の主な財源、関係市町から負担いただく市町分賦金から成り、実質収支額は均等割、ごみ量割、人口割の各負担割合に用いました割合に基づく決算剰余金となっております。市町の予算管理上です。組合負担金は単年度収支を原則としておりまして、組合決算剰余金は翌年度の組合負担金と精算処理、これを相殺してございますが、翌年度の財政負担を軽減させることが通例となっております。関係市町の財政状況など、それぞれ事情が異なることから、市町の意向を伺いながら、今後も慎重に協議を行いたいと考えております。

次の一般会計質問の2でございます。お答えいたします。令和4年度における一般会計決算の新型コロナウイルス感染症対策にかかった費用の総額は215万5,406円です。消耗品アルコール消毒関係の購入に対し、12万4,916円を支出してございます。印西斎場では、コロナ火葬対応に係ります臨時火葬枠火葬業務委託料110万8,800円、臨時火葬枠消毒清掃業務委託料92万1,690円を支出してございます。

以上でございます。

○議長(長谷川則夫議員) 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長(塩崎一郎君) では、私のほうから質問3、(1)から(4)までを報告させていただきます。

まず、3の(1)についてお答えさせていただきます。事業系ごみの搬入金額の検討につきましては、令和4年度は行っておりませんが、おおむね5年に1度改正している経緯がございます。また、3月に策定いたしました印西地区ごみ処理基本計画の施策の一つといたしまして事業系ごみの手数料の見直し検討がございます。こちらに基づきまして、本年度検討しているような状況でございます。

続きまして、3の(2)についてお答えさせていただきます。資源ごみの売却単価につきましては、契約時に各種物価上昇程度の買い取り価格の値上げを要求しているところではあります。市場での商品化するための作業費も高騰しており、その費用と相殺され、思うような値段には至っていないような状況でございます。しかしながら、リサイクル協会によります入札にて処理をしておりますペットボトルにつきましては、令和3年度の平均で1トン当たり3万8,364円、令和4年度につきましては9万5,875円と5万7,511円の値上げとなっております。

続きまして、3の(3)についてお答えさせていただきます。令和4年度の状況については、搬出

される資源ごみのうち、リチウムイオン電池が原因と思われる発煙は12月に1件報告されております。発煙原因は、搬入物に混入された異物が破砕機で破砕され加熱したものと見られます。なお、資源物の再生処理ラインを停止することなく消火を行い、機械の損傷もない状況でございます。

続きまして、3の(4)についてお答えさせていただきます。ごみ焼却で発生する蒸気につきましては、地域エネルギーとして有効活用され、組合にとって貴重な収入源となっております。令和4年度につきましては、電気、ガス等のエネルギー料金の値上げが行われるなど、社会情勢の変化もあることから、蒸気単価につきましても令和5年1月19日に協議を行わせていただいております。その結果、令和5年度より蒸気供給単価を1トン当たり税抜き1,550円から1,650円に100円の値上げを行っております。

以上でございます。

○議長(長谷川則夫議員) 浅倉課長。

○平岡自然公園事業推進課長(浅倉 郁君) それでは、墓地事業特別会計、質問の1、印西霊園の使用許可と今後の増設についてお答えいたします。

まず、令和4年度墓所の使用許可について申し上げます。令和4年度の墓所事業許可数は130基でございます。内訳は印西市108基、白井市22基でございます。また、令和4年度末現在の累計許可基数は2,628基、整備済み基数2,711基により、残基数は83基となっております。決算上では墓地事業特別会計予算歳入の2款1項1目墓地公園使用料、1節墓所使用料4,231万5,000円、こちらは1基32万5,500円の130基分でございます。なお、累計許可数及び残基数については、決算書上では出ておりません。

次に、合葬式墓地の整備計画を除く令和4年度の新規計画でございますが、計画を策定したものは特にございませんが、今後の増設といたしましては令和2年度に策定をしました平岡自然公園基本計画の更新計画、これにおきまます需要見込みを踏まえ、第4期墓地区画整備設計業務を進めたところでございますが、年度内の業務完了が見込めなかったことから、5年度に繰越しをいたしました。

次に、質問の2でございますが、令和4年度における墓地事業特別会計の決算で新型コロナウイルス対策にかかった費用は総額で幾らか、こちらについてお答えいたします。令和4年度における墓地事業特別会計決算の新型コロナウイルス感染症対策にかかった費用の総額は、1万4,058円でございます。消耗品費から消毒用ハンドジェルと非接触型温度計を購入しております。

以上でございます。

○議長(長谷川則夫議員) 軍司議員。

○9番(軍司俊紀議員) それでは、再質問していきたいのですが、まず一般会計のほうなのですが、歳入歳出決算審査意見書、これ監査委員のほうから出ているものなのですが、この結果を読んでいると予算の執行についても、その目的に沿っておおむね適正に執行されているという評価が出ているので、大筋は問題ないだろうなというふうに読めるのですが、まず質問1の基金の考え方なのですが、これは毎年毎年この決算総括で、及び予算のときにも質問させていただいているのですが、財政の担当が各市町の財政の担当が代わると何か考え方が変わってくるのかなというふうに思いながら質問の回答をお聞きしてきたわけなのですが、各市町の予算の管理上、単年度収支を原則としていると、そんなことはもうはっきりと分かっているのです、だから先ほど増田議員のほうからも質問がありましたけれども、組合としてはどう考えているのだということを聞いているわけです。

組合としては、やはり各市町では翌年度の財政の負担を軽減させることが通例となっていて、市町の意向を聞きながらということは、それは市町のことをおもんぱかって言っているのかもしれませんが、では主体的に組合としてはやはり基金をつくるべきではないかということをお返事をいただいているわけですが、例えば今回12月に機種がどこになるのか、入札の結果、プロポーザルの結果、管理者、副管理者が決定していくということになって、例えば仮に250億円かかりますよってなった場合に、この250億円を各市町で分担するときに、もちろんこれ一括に出せなんていうことは絶対あり得ないと思いますけれども、国のほうから補助金とか地方債発行することになりますけれども、そういった財政的な観点からいっても、基金とかを準備すべきではないかということをお返事をいただいているわけですが、

げているわけです。それについて慎重に協議を行いたいということで、では令和4年度は慎重に協議を行いたって、具体的に組合の職員さんと市町の財政担当者と何回ぐらいこれ議論をして今回の結論に至っているのか、そこをお聞きします。

2点目、質問の2です。質問の2については、令和3年度の時にも聞いて同じような回答だったので、今回令和5年度に入りまして新型コロナウイルスが2類から5類に変わったということで、令和5年度、それから令和6年度にはこの数字は出てこないだろうなというふうに思っていますので、こちらについては再質問はありません。

それから、3番のごみ処理事業についてなのですが、まず(1)の事業系ごみについてなのですが、現在たしかキロ当たり270円だったと思います。先ほど工場長の方からご答弁いただいたように、5年に1回ぐらい上げてきているので、ちょうど令和5年度が検討の時期なので検討していこうということですが、その検討自体が令和4年度で行っていないということですが、では令和4年度はこれ5年に1回上げるというのをベースにしながら、検討しなかったのか、それともほかの自治体を見ていると、清掃工場を持っている例えば組合なんかを見ていると、本来この270円というのはやっぱり安いのです。この270円というものについて、令和4年度どのような検討がされたのか、近隣他市と比べてどういう位置づけで270円なのだというのを議論されたのかどうかだけを確認します。

それから、(2)が資源ごみの売却代金なのですが、この点回答がなかったのですが、1点一番気になる回答でペットボトルが議会でのふさわしい言葉かどうか分からないのですが、これ爆上げですよ。5万7,511円も売却金額が上がっているのですか。その原因は何で、これは令和4年度単独なのか、入札による精査というのは分かるのですが、何でこれこの5万7,511円という数字のアップになっているのか。当然決算予算につながってくるものだと思いますので、令和4年度どうしてこういうふうにして上がったのか。それから、ほかのものについては作業費も高騰しており、その費用も相殺されて、思うように値上げをされないということで、そうなのだろうなと思いつつ聞いていたので、ペットボトルの部分だけ確認したいと思います。

それから、(3)のリチウムイオン電池の火災の件です。これについては、令和4年度の主要施策の成果に関する報告書の中に、リチウムイオン電池の分別について組合広報に記事を掲載し、啓発を図ったものの記載があるのです。何件起こったのかなと思って聞いたら、取りあえず1件だったということなのですが、この主要施策の成果の中に書いてある組合広報に記事を掲載し、啓発を図ったというのは、これは組合広報を年2回ぐらい出していると思うのですが、言葉悪いですが、そこだけでしょうか。ホームページにもたしか書いてあったような気がするのですが、その広報、啓発についてちょっと教えていただけますか。

それから、(4)についてなのですが、(4)については令和5年1月19日に協議を行って、上げていただいたということで、これについては評価に値するのかなと、ありがとうございますと言えるところだと思うのですが、令和4年度上げて、では令和5年度、令和6年度はどうなるのかということで、この100円の値上げということについて、どういう交渉を行って100円になったのか、つまり電気、ガスのエネルギー料金の値上げというのは100円でも上がれば上がらないことに越したことはないのですが、200円とか300円上げてくれということで、結果的に100円に落ちついたのか、その辺の交渉の流れをちょっと教えてください。

墓地事業についてなのですが、墓地事業については大変申し訳ないのですが、聞いてちょっと分からないのです。何が分からないかというと、令和4年度の事業実績というペーパーがあります。この令和4年度の事業実績の一番後ろに、使用許可状況というのが書いてあるので、この数字のちょっと意味とかを教えてくださいまして質問をしているわけなのですが、ご回答では令和4年度末の現在の墓園使用許可数は2,628っておっしゃっているのですが、これは2,628という数字が出てこないのです。どこにも2,628ってないので、これはどういうことなのだろうと思いつつ回答をお聞きして、自分なりの計算をすると2,651引く23は2,628だという認識でいいのかどうかを確認したいと思います。それが1点。

それから、整備済み基数は2,711、これはどこにも書いてないので2,711なのだろうと、残基数が

83で、この83というのは2,711引く2,628で83とすると、この事業実績の中に書いてある。カッコは、返還数というのが23って書いてあるのです。これ23と、その後には返還墓地18基を含むという、この数字が何か全然分からないので、この辺の数字をもう一回ちょっと整理して説明していただけるでしょうか。

以上、再質問とします。お願いします。

○議長（長谷川則夫議員） 山崎課長。

○庶務課長（山崎昌志君） 質問の1に対して、基金の創設について市町との協議は行われたのかということのご質問だったかと思いますが、こちらにつきましては先ほども申したように、市からいただいている分賦金の残金を基金に積み立てたらいかがかというようなご質問の趣旨でございまして、こちらにつきましては先ほどもちょっと触れさせていただいたのですけれども、どうしても割合負担というのがございまして、ごみ割であったり均等割、あと人口割など様々な金額の割合がございまして、どうしてもその金額に偏りが出てくるということでしたので、それをご理解をいただけるのであれば基金というものが創設できるかとは思いますが、やはり市町の状況によりますので、なかなか基金創設までには至っていないという経緯でございまして。毎年この協議を行っているかというようなご質問かと思いますが、毎年この協議を行ってはございません。ある程度の期間をもちまして協議をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、私のほうから質問3、(1)の事業系ごみについてお答えさせていただきたいと思っております。

先ほどご説明したとおり、大変申し訳ございません、令和4年度については検討のほうは行っていない状況になっております。近隣の市町村と県内市町村等も私も今検討しております、今手元にはございます。高いところで確かに350円というのもございます。そういったところも踏まえまして、今現在検討しているおりましたので、そこら辺はもう少しお時間のほうをいただきたいと思っております。

あとペットボトルの値上がりということなのですけれども、こちらのほうはリサイクル協会によっての入札ということで入札により上がったものとなります。上がった理由ということなのですけれども、申し訳ございません、今即答することはちょっと難しいものになりますので、またちょっと調べさせていただければと思っております。

あとリチウムイオン電池、こちらのほうの資源物等に混ぜないようにという啓発になるわけなのですけれども、議員おっしゃるとおり、組合のほうの広報、またホームページのほうは載せさせていただいております。そのほかにも市町のホームページ、こちらのほうも市町へ依頼しまして、入ってくるのは市町から入っているのは間違いございませんので、そちらのほうはホームページ等、啓発のほうをお願いしてやっております。

あと(4)の地域エネルギー、こちらについてなのですけれども、こちらのほうの値上げの交渉といたしましては、国のほうで資源エネルギー庁のほうで再生可能エネルギー、こちらFITというような制度がございまして。そちらのほうのバイオの単価、こちらの単価を用いまして現状幾らかというのを算定して、その金額をもちまして交渉のほうはさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 浅倉課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） それでは、墓所の使用許可の関係でご回答いたします。

議員ご指摘のとおり、大変申し訳ありません、整備済み基数は2,711基でございまして、そこから累計許可数を引きますと、累計許可数の2,628は間違えてございます。正確には2,651件でございまして、その下に23件の返還が記されておりますが、それを差し引きますと2,628基となっておりまして、要は返還墓の数字をこちらに含めていなかったものでございます。返還墓地18基と23基の違いでございまして、この5基につきましては、過年度に販売したものを返還いただいたものを再販してございまして、その数値がここに記されていなかったもので、誤解をさせてしまったものでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 最後、再々ということで、まず基金については、これはやっぱり希望としか言えないので、令和4年度は結局では協議は行っていないということで理解をしました。令和5年度、今年度ですけれども、割合負担とか人口負担なんかを十分に考えながら、私は絶対基金をつくっていったほうがいいというふうにして思っていますので、多少は市町が多かろうが、その辺は管理者、副管理者が間でうまく調整をしていただいて、できはしないのかなと思っていますので、協議に委ねていきたいなというふうに思います。

質問3のほうなのですけれども、こちらについてはちょっと1点だけ確認をします。(3)のリチウムイオン電池による火災の件なのですけれども、組合のほうでは先ほど広報、それからホームページという話がありました。市町においてもホームページに書いていただいているという話ありましたが、市町のほうについては、それこそ広報なんかはやはり住民の方は御覧になっていると思いますので、市町のご協力を得ながら広報であるとかSNSを使って広報を挙げていただくとこの議論というのは、令和4年度はこれなかったのですか、それをちょっと確認したいと思うのです。これどうしてもリチウムイオン電池による火災が、令和4年度においてはたまたま機械の損傷もなく、けががなく終わっていますけれども、これ下手すると本当にけがとか施設の破損につながりますので、これ完全に住民に対する広報、周知というのは絶対必要だと思いますので、その辺の話合いは令和4年度は各市町のご担当の方と組合の中の職員の間で話をされたのかどうかを確認します。

それから、平岡のほうなのですけれども、今課長の方からご答弁いただいた内容で、ある程度は分かってきたのですけれども、23基返還がありましたと、私が知りたいのはいわゆる墓じまいなんかをしたものが今どうなっているのか、墓じまいというのが印西霊園の中であるのか、あればそれは今後どうしていくのか、その指針とかがあれば、現実的にそのいろいろなやり取り、その墓じまいでお墓返すと、平岡、印西霊園さんで使ってくださいなんていう話があったのかどうかだけを確認して、その後の方針をお聞きして終わります。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、私のほうから3の(3)、リチウムイオン電池について回答させていただきます。

去年度の市町のホームページに載せてあると先ほどご説明させてもらったのですが、市町のほうの課長会議等ではいつぐらいに載っていたかなというような聞いたような記憶があります。また、今年度につきましては、今担当者会議、既に3回開いているのですけれども、そのうちの2回ではその旨はお願いしております。また、今年度の話で大変恐縮なのですけれども、広報、またホームページへ載せてくれという依頼も出してあります。また、担当課長会議におきまして、そういう事案がないように、そういう徹底をお願いするというので依頼のほうは出させてもらって、今年度につきましては広く周知のほうはさせていただいているような状況であります。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 浅倉課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） それでは、軍司議員の墓じまいの関係でご回答いたします。

まず、印西霊園の芝墓所につきましては、30年間の使用期間を持ってございます。現時点におきまして墓じまいで芝墓所を返還されたというものはございません。全て別の霊園に移すといった、改葬、これが内訳で申し上げますと5つの返還のうち4件が改葬でございます。1件につきましては、未使用のままご返還をいただいたものでございます。今後もまだ30年期間ございますので、墓じまいという部分については印西霊園の芝墓所の中に永代供養墓と無縁墓を設置してございますが、当初の計画では30年過ぎて墓じまいの際は永代供養墓に移すという計画であったものでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員、よろしいですか、

それでは、ここで休憩をいたします。再開は16時ちょうど。

(午後 3時47分)

○議長（長谷川則夫議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 4時00分)

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員の発言の前に、先ほど軍司議員の答弁漏れがございましたので、その答弁をしていただきます。

塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、私のほうから先ほどペットボトルの入札関係ということでご回答がちょっとできませんでしたので、改めて回答をさせていただきます。

ペットボトルのほうは、先ほどご説明したとおり、値上がりのほうをしているわけですが、ペットボトルにつきましてはそのきれいさによって順位というものがございます。もちろんきれいなほうが順位が上がる、汚いとももちろん買取り金額も下がり順位も下がるという、そういったような仕組みになっております。ちなみに、2021年、おとしが17位ということになっております。去年につきましては11位、ですので、去年、おとしよりも去年のほうがかきれいになりましたので、それによって買取り単価も上がっているということになります。また、それだけが理由というわけではございませんが、昨年度については全体的に買取り金額が高い傾向というような傾向が見られます。順位が上がっても、買取り金額入札になりますので、全体的に落ちればランクが上がっても落ちる可能性がありますし、同じランクであっても入札ですから、皆さんの需要が多ければランクのほうは関係なく金額上がるというのはあるのですけれども、去年のほうがかきれいになっているということで上がったようなものになります。

また、参考になりますが、今年度につきましても上半期は5位、下半期は4位ということになっておりますので、昨年よりも今年度はよりきれいな状況で取引がされているというような状況になります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） それでは、次に議席1番、松尾榮子議員の発言を許します。

松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） それでは、先ほど決算の説明書とか、あと軍司議員の質疑の中で多少分かった部分もあるのですが、令和4年度の一般会計及び墓地事業特別会計決算について質疑を行います。

1番、主な事業実績につきまして、(1)、ごみ処理事業です。印西クリーンセンターの処理量で、これは決算事業の中の令和4年度決算の状況というところの一番最後のページにつきまして、こちらにつきまして今回質疑したいと思っております。令和4年度一般会計及び墓地事業特別会計決算につきまして、主な事業実績について、(1)、ごみ処理事業について、印西クリーンセンターの処理量で、可燃ごみは前年比0.5%の減、不燃、粗大ごみは同8.6%の減、また資源物は同1.3%の減と、いずれも前年を下回っておりますが、最終処分場の埋立量は、前年比4,223トンの増、56%の増と大幅に増えた理由は何か伺います。

(2)、平岡自然公園事業のうち、①、印西斎場の利用につきまして、火葬、式場の使用に比べて霊安室の使用は27.3%と大幅に増加しておりますが、この理由は何か伺います。

②です。平岡自然の家について、多目的広場の利用が41.2%と大幅に増加した理由は何か伺います。

③です。印西霊園につきまして、これは先ほど多少質問がありましたけれども、返却基数が23件ございますが、これは未使用のまま返却されたものか、先ほど1件ということで聞こえたのですが、ちょっと詳しく分からなかったもので、もう一度お聞きします。また、管理料が納められないなどの事例はあったかどうか、お聞きします。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、私のほうから1の(1)、こちらについてご

回答をさせていただきます。

最終処分場の埋立量につきましては、現在焼却灰の埋立てを行っている第一工区から埋立てを行っていない第2工区に浸出水が流れないようにするため、土堰堤、ちょっと言葉は難しいのですが、いわゆる土の堤防です。こちらの築堤工事を行い、それを盛土した量があり、埋立量が大幅に増えているものとなります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 浅倉課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） それでは、私のほうから（2）の印西斎場のご利用からご回答いたします。

印西斎場の霊安室の使用状況でございますが、令和3年度につきましては633件、令和4年度が806件で、議員ご指摘のとおり27.3%増となっております、火葬、式場に比べ大幅増となっております。この理由といたしましては、いろいろな要因が考えられますことから明確にお答えができないところでございますが、例えば葬儀の際必ず葬儀屋さんが仲介する状況がありますが、その葬儀業者さんが霊安室を有しているか有していないかというものも関連がございます。例えば霊安室を有している業者につきましては、さほど多くはないのですが、霊安室を有さない業者からの依頼がまず増したものと考えられます。また、霊安室を有する業者からも使用料金の関係ですとかお預かり後の対応等を考慮されて当斎場に依頼することも増えたものと考えられるところでございます。さらには、直葬と表されることの病院でお亡くなりになられた後に、ご自宅に戻ることなく直接斎場の霊安室に安置される、このようなケースも増えていることも一因と考えられます。以上でございます。

続いて、平岡自然の家の関係についてご回答いたします。平岡自然の家の多目的広場の利用は、令和3年度の102件から令和4年度は144件と42件、41.2%の増でございます。増加した理由としましては、新型コロナウイルス感染症対策で休止をしておりました宿泊キャンプを、令和4年6月から再開したことが主な要因と考えられます。以上でございます。

次に、印西霊園の関係についてご回答いたします。23基の返還のうち、まず4基は使用、納骨されたものでございまして、残る19基は未使用で返還されたものでございます。また、管理料の未納につきましては、令和4年度につきましては1件ございました。電話連絡をした後に督促状をお出しし、また訪問対応を行いました、連絡がつかない状況であります。引き続き対応させていただいて、回収に努める所存でございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） ありがとうございます。それでは、ちょっと再質問を行わせていただきます。

ごみ処理事業のほうなのですが、これは未使用のところとの間に土堰堤を造ったという今お話だったのですが、そういたしますとこれもしその土堰堤というものがない場合、昨年度の埋立量というのは実質的にどれだけぐらいになるのか、それは分かるのでしょうか。もし分かればお聞きしたいと思います。

それから、今現在の最終処分場の埋立率、どのくらいになっているのか。それから、そういたしますと最終処分場の最終利用年度の見込み、これはいつ頃までもつのか、それをお聞きしたいと思います。

（2）なのですが、（2）の霊安室持たない業者さんとか、そういった関係あるみたいな言い方、あるいは直接搬送みたいなのというようなお話だったのですけれども、これまでは霊安室の利用をしなかった業者が、こちらの印西霊園のほうの霊安室を利用するようになったというようなことで考えてよろしいですか、そこを確認します。

それから、②の平岡自然公園のほうなのですが、これはキャンプが再開されたということが大きいというお話だったのですが、これはコロナ禍前と比較してどうなのでしょう。どういうそのくらいに行ったやつが戻ったのかどうか、お聞きしたいと思います。

もう一つ、2点目なのですが、利用としてはまだ少ないのかというふうにちょっと思うのですが、

今後の利用に向けて例えばPRとか、そういったものはどうなのか、考えていらっしゃるのかどうかをお聞きします。

それから、③なのですけれども、③は4期が利用分で、19期が未使用であるということなのですが、これ累計ということでいいですね、累計ですよ。それで、これ再販されているということなのですが、これ金額的には全然変わらずに再販されているのかどうか、ちょっと確認します。

それから、管理料につきまして、今期令和4年度1基ということなのですが、先ほど決算の説明のところで42ページ、管理料2件が滞納ですということで、収入未済に入っていますけれども、これは4年度2件ではないのですか。それで、これは令和4年度の決算なのですが、それまではどうであったのかをお聞きします。

それから、最後に今後これについてどのように対処していくのか伺います。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員に申し上げます。

今後と前年度の決算については、決算の認定から外れますので、ご注意ください。

塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

まず1点目として、土堰堤の土の量というお話だったので、大変申し訳ございません、これは一括してやっているもので、土堰堤の量とその他埋立ての量を分けることができないもので、その旨ご理解いただければと思います。

埋立率につきましては、こちらのほうが令和4年度で27.72%になります。最終利用年度の見込みについては、最終処分場は平成11年から運用をしております。現在が25年目を迎えておまして、第1工区、こちらの埋立てについては、令和10年度を見込んでいるような状況です。しかしながら、第2工区については、あと幾つもつかというのはごみ量によりますので、明確にお答えすることはできないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 浅倉課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） それでは、まず印西斎場の霊安室の関係でございますが、印西斎場現在登録の葬儀業者は200以上登録されてございます。これはチェーン店から小さな個人でやられているような業者さん含めての数でございます。霊安室を有している業者さんにつきましては何件という把握はしているところではございませんが、まず1つ要因と考えられますのは気候が温暖化が進んで早い時期から暑い状態が、例えば5月、6月辺りからもう通常より暑くなっている状況も一つかと考えられます。また、住居形式が変わりまして例えばご自宅に長く置くことができなかつたりとか、あと霊安室を有さない業者さんにつきましては、ドライアイス等で保冷をしている状況もお伺いします。ただ、ドライアイスですと、いろんな部分に変色したりですとか、いろんなことが懸念されるようで、そういったものも考えますと、当斎場の霊安室を使うケースが多くなったものをお考えところでございます。

続きまして、平岡自然の家の関係でございます。平岡自然の家の多目的広場の利用につきましては、2年度、3年度はコロナが関係してございまして、令和元年度の数値を見ますと令和元年度のコロナ前の数値にはまだほど遠いといえますか、達していない状況にあります。

それと、印西霊園の関係でございますが、まず最初に23基については累計の数字でございます。それと管理料につきましてでございますが、決算書上に2件分の1万560円が記されてございます。議員ご指摘のとおり、4年度につきましては1件でございましたが、過年度分で1件でございます。これは平成31年度分に当たるのですが、こちらはその後ずっと督促等を行っては来ているのですが、何分先方とのお話が食い違いが多い部分がございます。この対応につきましては、やはりまず電話連絡、また直接訪問をさせていただくなど、そういった対応を続けながら、粘り強くと言うとちょっと言葉が悪いかもしれませんが、努めていく所存でございます。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 説明で大分分かりました。

一番最後の管理料の件なのですが、これ今合わせまして2件ということなのですが、これからひょっとしたらどんどん増えるかも知れない内容だと思うのです。そういうこともありますので、早め早めに対応して、こういう少ない時点のところで対応していただきたいと思います。

それで、これずっと管理料を取れなかった場合、その使用者のあれはそのまま使用者として置いておくのかどうか、そこら辺のことだけお聞きしておしまいにします。

○議長（長谷川則夫議員） 浅倉課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） 申し訳ありません、最初に答弁漏れが先ほどございまして、使用されていたものにつきましてはカロート、下のコンクリートの箱なのですが、それを全て取り替えた上で同額にて再販をしていきます。失礼しました。

それと、管理料の関係でございしますが、収納できるように努めていくとしか現時点ではお話がちょっとできないので、申し訳ないです。

○議長（長谷川則夫議員） よろしいですか。

以上で総括事項の質問を終わります。

次に、個別事項の質疑に入ります。

質疑に当たっては、挙手をし、私、議長の指名を受けて行ってください。

なお、質疑については要点を簡明にし、予算審議に戻ることないよう、決算審議に沿って行うよう、議事進行にご協力ください。

質疑は、分割して行います。また、決算書のページ、できましたら項目を述べてからお願いいたします。

まず初めに、歳入歳出決算書、一般会計のほうですけれども、1ページから13ページまで、歳入について質疑を行いたいと思います。

質疑ございますか。

増田議員。

○3番（増田葉子議員） すみません、3点ほど伺います。

まず最初なのですけれども、6ページになります。総括のところでご説明があったので、ちょっと質問したくなかったとか確認したくなかったのですが、総務費のほうの不用額で不用が出た理由として、広報が少なかったというようなことがちょっと説明されましたでしょうか、ちょっとそのように私聞こえたのですけれども、数字上は昨年並みに1回かと思うのですが、そこら辺が少なかったとたしかおっしゃったような気がしたので、そこ確認させてください。それが1点目です。

次は、続きましてページ数が、ごめんなさい、明細書歳入で11ページになります。11ページから12ページです。組合債のところなのですけれども、アクセス道路の用地取得事業として組合債を借りているというところと、それから12ページにおいて地域振興施設の買い上げ用地の取得費として、これも借りているわけなのですけれども、これ調達先というのですか、それから充当率、どうだったのかというのは知りたいです。というのは、これ歳出になってしまうのですけれども、出のほうで特に13ページの地域振興施設のほうの用地取得費については、入りが出を上回っているように決算上は私には見えるのですけれども、この辺の説明をいただきたいというふうに思います。

それから、すみません、戻ってしまいますが、9ページになります。3項目めですけれども、すみません、9ページの国庫支出金の廃棄物処理施設整備交付金というのがあります。これが昨年度まではなくて、昨年は循環型社会形成推進交付金というのがあったわけなのです。これ国の要するに事業名が変わったのか、あるいは違う交付金を申請して通ったのか、その辺の説明をお願いします。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 山崎課長。

○庶務課長（山崎昌志君） 1問目の質問につきましては、先ほど局長のほうからご説明があったかと思いますが、不用額については1項総務管理費の組合広報紙作成業務委託料、あと庁舎清掃業務委託料及び敷地内樹木管理業務委託料の入札差金ということでご説明をさせていただきました。

2問目の11ページの取得費がアクセス道路の4,200万と地域振興費の3億4,720万の借入先ということによろしいでしょうか。こちらは起債により借りておりまして、千葉信金さんから借用してございます。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、私のほうから9ページの交付金についてご説明をさせていただきたいと思っております。

こちらの交付金につきましては、先ほど言ったとおり別の交付金になります。こちらの交付金を使用しますと、こちらにも書かれておりますが、災害廃棄物処理計画とか昨年つくりましたごみ処理基本計画ですか、こういったものが該当して補助金対象になることから、この年度につきましては、この交付金を使ったものになります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） すみません、質問の意図が伝わらなくて、申し訳ないです。

1項目、すみません、広報のこの確認なのですが、差金ということですね、差金で不用額が出たということで、回数を減らしたとか当初2回やろうと思っていたのを1回にしてしまったとかということではないということの確認です。それで確認だけ1項目です。

それから、次の項目の充当費のことなのです。充当率のちょっと答弁がなかったのですが、再度質問させていただきますと、要するに例えば12ページの地域振興施設の用地取得のほうで3億4,720万円調達していて、31ページ、出のほうで地域振興費の中の下のほうにありますね、エリア用地取得費として16節の公有財産購入が2億7,500何かがしというふうに出ていますよね。通常考えたときに調達、差異の場合は出のほうを上回るということはちょっとあまりないので、充当率が幾つで、それで繰越明許にもなっていますから、その辺の数字の関係の詳細をいただきたいかということですが、アクセス道路と併せてということで、それが質問の意図ですので、ちょっと難しいですか。お願いいたします。

それと、9ページの交付金の名前の関係なのですが、これ何か今ご説明だとごみ処理基本計画をつくらせたりとかということが出来ますということなのですが、本当でしょうかと思ったので、廃棄物処理施設整備の交付金ですから、整備に向けたごみ処理基本計画なんかにも充てられるということなのかもしれないのですが、これは本当に何か循環型社会形成推進交付金と内容がどう違っているのか、充当、充て先がどう違っているのかというのをちょっともう一度明確に説明お願いします。

○議長（長谷川則夫議員） 山崎課長。

○庶務課長（山崎昌志君） お答えします。

まず、1つ目の質問でございます。広報紙の関係で金額が下がったのは、回数の減ということですかというご質問かと思っております。こちらについては、年2回の広報発行は変えておりません。入札によって金額が下がったもののご理解をいただければと思います。

次の起債の関係でございます。起債の関係で先ほど13ページの地域振興エリア3億4,000万というのと、支出のほうの31ページのところの金額がおかしいのではないですかというご質問だったかと思うのですが、31ページをちょっと御覧いただいてよろしいでしょうか。中段に公共嘱託登記業務委託料91万1,108円というのと、次の公有財産購入費、地域振興費ということで2億7,576万3,671円というのと、地域振興開発エリア用地物件補償費7,061万7,512円を足すと、その金額になるかと思いません。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） もう一つのほうの公有財産のほうも説明していただけますか、その上の16番。

山崎課長。

○庶務課長（山崎昌志君） 先ほどもちょっと公有財産の関係で2億7,576万3,671円を足した金額になるかと思いません。

○議長（長谷川則夫議員） それは今ご説明がありましたので、その上のアクセス道路用地のところが増田議員のお話では起債の金額4,200万に対して4,299万9,966円になっていますから、その差額についてご説明をお願いします。

○庶務課長（山崎昌志君） よろしいでしょうか。アクセス道路用地不動産鑑定委託料ということで8万8,000円と、31ページの16、公有財産購入費、アクセス道路用地取得費が4,299万9,966円と21節のところでアクセス道路用地物件補償費35万7,240円を足すと、その金額になるかと思えます。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） すみません、今のところだと組合債のほうが4,200万ですよ、だから多分この金額だと一般会計のほうから補充されているのかという気がするのだけれども。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） すみません、暫時休憩をいただければと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 分かりました。暫時休憩します。

（午後 4時35分）

○議長（長谷川則夫議員） 再開します。

（午後 4時45分）

◎会議時間の延長

○議長（長谷川則夫議員） あらかじめ申し上げます。

会議規則第9条第2項により、本日の会議は、議事の都合上、延長いたします。

休憩いたします。4時55分まで。

（午後 4時45分）

○議長（長谷川則夫議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 4時55分）

○議長（長谷川則夫議員） 山崎課長。

○庶務課長（山崎昌志君） すみません、時間がかかって申し訳ございません。

先ほど私のほうの発言のところで、ちょっと訂正をお願いしたいのですが、先ほどの起債の借入れ先というところなのですが、千葉信用金庫さんというふうにお答えしてしまいました。これは、JA西印旛農協の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。

先ほどの増田議員さんから説明をいただきましたアクセス道路の充当率が90%ですので、あと地域振興費につきましては充当率は100%ということですので、その充当率の10%の金額が差額になっておりまして、支出を上回ってしまうという結果になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、私のほうから先ほどご質問ありました9ページの補助金についてご説明させていただきます。

令和4年度使いました補助金につきましては、廃棄物処理施設整備交付金、こちらのほうを利用していただいております。また、ご質問のありました循環型社会形成推進交付金、こちらとの違いはというようなご質問あったわけなのですが、まず令和4年度使いました廃棄物処理施設整備交付金につきましては、先ほど一部訂正もあるのですが、災害廃棄物処理計画、こちらのほうはこの補助金を使いますと補助対象になります。また、循環型社会形成推進交付金を使いますと、この災害廃棄物処理計画のほうは補助金のメニューにございませんので、対象外ということになりますので、この補助金を今回は使わせていただきました。

私の先ほどの説明の中に、ごみ処理基本計画もこの補助金でとご説明してしまったのですけれども、その点については私の間違いになりますので、謹んで訂正をさせていただきます。よろしくお願

いたします。

○議長（長谷川則夫議員） 増田議員よろしいですか。
改めまして、歳入についてご質問ございますか。ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） それでは、歳入について質疑はないものと認めます。
次に、歳出について、一般会計の1款議会費及び2款総務費、14ページから19ページの中段、2款2項監査委員費までを範囲とします。
質疑ございますか。ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） それでは、次に進みます。
次に、一般会計の3款1項1目清掃総務費及び2目塵芥処理費、18ページ中段から25ページの下段、3款3項の最終処分費までを範囲とします。
質疑ございますか。
柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 質問します。清掃費の21ページの消耗品費、21ページの2目塵芥処理費の中に消耗品費がございまして。これだけなのかどうか、ちょっと該当が消耗品費というのは23ページの印西クリーンセンター施設維持費の中にも需用費の中に消耗品費がございまして。どれまでが対象なのか分からないのですが、入札のほうを見ますと要は塵芥処理費のためにいろいろなものを購入しているということは分かるのですが、それが7つぐらい制限一般競争入札で買っているのです。単価契約なので、一体最終的な金額がどれなのか分からないのですが、そのうちの数値が毎年95%超えなのです。そのうち2つはいつも同じところを取っているというような状況がずっと続いているので、ちょっとお答え難しいかもしれませんが、消耗品費として聞くと全部引くため決算書には書かれていると思うのですが、去年入札のことを質問していますので、やっぱり高いところは見直すようにというようなこともおっしゃられていますので、ここについてちょっと説明を、合算を分割して教えていただけるなら金額と、あと入札について一応制限一般でも5社とか4社とか、一応指名をしているようなので、そこら辺の工夫はされたのかどうか、そこについて伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、私のほうからお答えさせていただきます。
ごみ処理に係る薬品関係になるかと思うのですが、そちらにつきましては21ページの印西クリーンセンター運転管理費、こちらの消耗品4,960万5,897円、こちらのほうからそういう薬品関係は支出させていただいております。薬品の種類という、専門的な名前ですとちょっとたくさんあるのですが、例えばお名前挙げますとカルゲンとか……失礼しました。消石灰とか塩素、苛性ソーダ、塩化第二鉄、重金属固定剤、粉末活性炭、尿素液、そういったものが薬品関係、あと塩素でなくて塩酸でした。すみません、訂正させていただきます。こういった薬品のほうが購入したものであるということになります。あと、入札の執行率というご質問もあったわけなのですが、私どもは適正な入札に努めておりますので、その執行率については適正な事務をとった上での結果ということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） よろしいですか。
柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） それは入札、適正に努めた結果ということは分かりました。今申されました消石灰とか重金属固定剤とか粉末活性炭、塩酸、塩化第二鉄、苛性ソーダ、尿素、これらについての合算の金額がこの消耗品費の4,900万円ということですのでよろしいですか。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。
消耗品になりますので、この薬品以外にもいろんなものが混ざっての合計金額ということになります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） ほかに質疑ございますか。25ページまで、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） それでは、次に進みます。

次に、一般会計の3款1項3目最終処分費及び4目次期施設建設費、24ページ下段から31ページの下段、3款2項保健衛生費の前までを範囲とします。

質疑ございますか。ありませんか。

柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） すみません、29ページ、繰越明許、この間8月8日の臨時のときに繰越明許の計算等をいただいておりますが、そしてその繰越明許のトータルが4億3,000万幾らというのが、その下にある1,400万の繰越明許と、その下の3億600万のと、もう一つ、次のページの一番上の1億917万、これの合計だということは分かるのですけれども、委託料における繰越明許がどこの部分なのか、そして公有財産購入費の3億6,000幾らというのは多分アクセス道路と地域振興のあれなのかと思うのですけれども、どういうふうにブレークダウンしていくのか。あと補償費のところもそうですね。3つの繰越明許がどこに当たっている部分なのかをちょっと解説お願いします。

○議長（長谷川則夫議員） 山崎課長。

○庶務課長（山崎昌志君） 繰越明許につきましては、前回の議会のところで報告のほうをさせていただきました。次期中間処理施設アクセス道路土地取得事業費につきまして6,807万6,794円と、地域振興施設土地取得事業費で3億6,244万7,009円、というのと、この額が繰越しの報告をさせていただいているところでございます。

○議長（長谷川則夫議員） 山崎課長。

○庶務課長（山崎昌志君） その中の委託料につきましては、1,453万5,892円につきましては、取得用地の分筆等の所有権移転登記を行うための委託料と、16節の公有財産購入費3億680万3,363円、あと21節の補償費の関係で1億917万8,248円の内訳となっております。

○議長（長谷川則夫議員） よろしいですか。

○6番（柴田圭子議員） 後で聞きに行きます。

○議長（長谷川則夫議員） ほかにございますか。

増田議員。

○3番（増田葉子議員） すみません、31ページで2点伺います。

下のほうに地域振興費の委託料のところなのですけれども、地権者確認調査業務委託料というのがあります。こちらが先ほど一般質問で出ました相続の関係で止まっているというようなお話がありましたけれども、そういう絡みで支出されたものなのか確認させてください。それが1点目。

それから、その下に18節町内会等活動費補助金、こちらについてまず吉田区のほうでどういう使い方されているかというのは確認はしていると思うのですけれども、令和4年度においてはどのようなことだったのか、2点お願いします。

○議長（長谷川則夫議員） 塩崎工場長。

○印西クリーンセンター工場長（塩崎一郎君） では、ただいまのご質問お答えさせていただきます。

先ほどの地権者確認調査業務委託、こちらのほうはご質問のあったとおり、そういう相続等の地権者のほうを調べさせていただいております。

あと、町内会等の活動費補助金ですが、こちらのほう31万5,680円、こちらのほうですが、こちらにつきましてはよしだ未来会議、こちらの交付金となります。また、こちら未来会議のほうでは1泊2日のほうで、ザ ファームこちらのほうにも視察へ行ったりとか、それに係る交通費、宿泊費、そういったものに使われております。そのほかにも温浴施設を建てる予定になっておりますので、その他温浴施設のほうへの視察代金、そういうものも入っております。また、よしだ未来会議のホームページの作成とか運営経費、そういったものの補助金というところで支出したのになります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長谷川則夫議員) なければ、次へ行きます。

一般関係の3款2項保健衛生費、30ページ下段から39ページ上段、4款の公債費の前までを範囲とします。

質疑ございますか。

柴田議員。

○6番(柴田圭子議員) 37ページの平岡の運営管理及び清掃業務委託料なのですが、1,972万9,200円、12の委託料のところの下の方です。13の使用料の1個上です。これ多分地元の人への支払いだと思うのですが、令和1年から遡って見てみますと、令和元年の1年が1,800万で、令和2年度が1,839万7,000、令和3年が1,839万6,000で、今回1,972万9,000というふうにならなっています。上がってきているのですが、多分算定とかは毎年度見直しをしたりしているのでしょうか。

○議長(長谷川則夫議員) 浅倉課長。

○平岡自然公園事業推進課長(浅倉 郁君) それでは、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、こちらの平岡自然の家の管理費の中の運営管理及び清掃業務につきましては、地元の平岡管理企業のほうにお願いをしているものでございまして、毎年予算取りをする時期に精査をさせていただいております。ただ、人件費等の高騰とかの関係から年々上がっている状況にございます。

以上でございます。

○議長(長谷川則夫議員) 柴田議員。

○6番(柴田圭子議員) 確認です。では、その人件費の高騰分というのは何を参考に、例えば組合の人件費とか、そこら辺を参考にするとか、何を参考に基準を決めるのでしょうか。

○議長(長谷川則夫議員) 浅倉課長。

○平岡自然公園事業推進課長(浅倉 郁君) 平岡事業さんへの業務委託に関しましては、基準としますのはシルバーのほうの単価を使わせていただいております。

以上でございます。

○議長(長谷川則夫議員) よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

増田議員。

○3番(増田葉子議員) 33ページで1点だけお伺いします。

先ほど事務局長のほうからのご説明で、LPガスを何か見誤ったのですか、何かそういうご説明があったように思うのですが、この印西斎場のほうの需用費の不用額に当たるのかどうか、ちょっとその辺の状況、確かに契約の状況を見ますとLPガスの単価がいろいろ動いていまして、何か不調になったりしているところも見受けられるので、その辺の令和4年度の契約の状況と、この不用額の関係とか、もう少し説明いただければと思います。

○議長(長谷川則夫議員) 浅倉課長。

○平岡自然公園事業推進課長(浅倉 郁君) それでは、お答えいたします。

まず、印西斎場で火葬の燃料としてLPガスを使用してございまして、LPガスの業務委託につきましては指名競争入札にて行っている状況でございます。ただ、4年度につきましてはウクライナ情勢ですとか、いろんな種々の理由によりまして高騰ですとか、いろんな波がとても激しい状況でありました。それが影響となって予測できる部分が見誤ったといいますか予測し切れなかった部分が多かったです。

以上でございます。

○議長(長谷川則夫議員) 増田委員。

○3番(増田葉子議員) すみません、1回で済めばよかったのですが、要するに価格の波というか、その状況が見て取れるのですが、不用額のほうと何か、どういうふうな関係がありますということをもう一度お願いいたします。

○議長（長谷川則夫議員） 浅倉課長。

○平岡自然公園事業推進課長（浅倉 郁君） すみません、LPガスの業務委託につきましては、上半期と下半期に分けて2度行っております。そのちょうど境目等でかなり高騰の波がありまして、多目に盛ったところがぐっと下がってしまったというような状況にあります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） よろしいですか。

ほかにこの件で質疑はございますか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） なければ、次に参ります。

次に、一般会計4款公債費、5款予備費及び実質収支に関する調書、38ページ上段から40ページ、最終ページまでの質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 40ページのうち実質収支額のところです。1億円を超えてしまって、基金に積んだらどうかというのが先ほどの軍司議員の総括でしたけれども、この1億円を超しているといっても去年から超し出して、それまでは8,000万台ぐらいの推移だったのです。令和3年度で1億500万ぐらいになって、今回またさらに上がって1億4,100万円というふうにとんどん上がってきている状況で、果たしてこれでいいのだろうかというのはちょっと疑問で、昨年度は実質収支比率は出しにくいけれども、一応適正な範囲であるというお答えを3.39%だということを組合から言ってくさいました。今回さらに増えているのですけれども、まだいわゆる実質収支比率の適正範囲の中にあるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 山崎課長。

○庶務課長（山崎昌志君） お答えいたします。

こちらの実質収支額ということは、歳入から歳出を引いた額、いわゆる残った額ということになります。通常ですと、一般的に市町村でありますと実質収支比率は3から5%の範囲内が適当ですということが一般的に言われているパーセントになります。うちのほうの一部事務組合については、それが適応するかどうか、適応はしないのですけれども、この額について、これだけの3から5%範囲内であれば次の翌年度の運営ができるだろうという額になろうかと思えます。いずれにしろ、組合ですから最終的な分賦金は最終的な6期分で精算をしますので、この額を翌年度に繰り越すといっても、その額は最終的に精算してしまう額になりますことから、多い、少ないと言われてしまうこと多いことに越したことはございませんが、最終的には精算するという事でゼロになるという考えになります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） よろしいですか。

柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 昨年度のお答えとちょっと中身違うなと思うのですけれども、去年はそれでそういうふうななじまないとは言いつつも、一応3から5%の間で適正だと言えますというところをお答えいただいたのです。なので、今回さらに3,000万、4,000万増えてしまったことに対して適正な範囲であるかどうかぐらいはお答えいただけるかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 山崎課長。

○庶務課長（山崎昌志君） 適正かと言われるすと、3から5%以内が適正と思われれます。範囲内が適正と言われておりますので、これに収めたいとは考えております。今年は3.67%ですので、この範囲内には収まっております。ですけれども、組合ですからこちらの3%から5%というのが適正かという、うちのほうの運営上は少しのお金をいただき、次の年の運営に必要なお金ですので、多少あったほうがいいのかというのは感じております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） よろしいですか。ここの範囲でご質問ございますか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長谷川則夫議員) それでは、次に墓地会計のほうに移ります。

墓地会計に関しましては、歳入歳出及び実質収支に関する調書、41ページから52ページまで及び財産に関する調書、53ページから55ページ、全てに対して質疑の対象とします。

質疑ございますか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長谷川則夫議員) それでは、墓地会計についても質疑がないと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論については、賛成、反対を述べてから行ってください。

討論はございますか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長谷川則夫議員) 討論はなしと認めます。

討論を終わります。

これより認定第1号及び認定第2号について採決をいたします。

採決は議案ごとに行います。

初めに、認定第1号 令和4年度印西地区環境整備事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長(長谷川則夫議員) 賛成全員です。

よって、認定第1号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号 令和4年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、採決に当たっては印西地区環境整備事業組合規約第9条の議決方法の特例が適用されます。

認定第2号について原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長(長谷川則夫議員) 賛成全員です。

よって、認定第2号は原案のとおり可決されました。

先ほど始めた時間がまだありますので、続けさせていただきます。

◎議案第1号

○議長(長谷川則夫議員) 日程第8、議案第1号 令和5年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

議案第1号について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者(板倉正直君) 議案第1号 令和5年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13億6,729万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,606万6,000円とするものでございます。

主な補正内容でございますが、温水センター指定管理料における電気料高騰分の増額などがあるものの、職員人件費の現員現給による減額のほか、次期施設建設費において事業計画の見直しから地盤改良に伴う道路工事及び地区外排水路工事の実施見送りにより、減額をお願いするものでございます。また、起債対象事業費の実施見送りから地方債の廃止を併せて設定しております。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(長谷川則夫議員) 伊藤事務局長。

○事務局長(伊藤 章君) 議案第1号 令和5年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算(第

2号) につきまして、議案内容をご説明いたします。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13億6,729万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,606万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項、金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

第2条、地方債の補正でございます。地方債の廃止は、3ページの第2表、地方債補正によるものでございます。

3ページを御覧ください。第2表、地方債の補正の廃止でございます。次期中間処理施設のアクセス道路整備事業及び地区外排水路整備事業につきましては、事業計画の見直しにより工事費を全て減額したことにより、廃止するものでございます。

5ページを御覧ください。初めに、歳入につきましてご説明いたします。3款国庫支出金、1項国庫補助金につきましては、補正前の額から4億4,000万円を減額し、補正後の予算額を6,525万7,000円とするものでございます。これは、廃棄物処理施設整備交付金の減額によるものでございます。

次に、4款繰越金、1項繰越金につきましては、補正前の額に1,030万6,000円を増額し、補正後の予算額を3,990万3,000円とするものでございます。これは、令和4年度一般会計決算に伴う決算剰余金1億4,142万89円の一部を計上するものでございます。

次に、6款組合債、1項組合債につきましては、補正前の額から9億3,760万円を減額し、補正後の予算額をゼロ円とするものでございます。これは、起債対象事業の道路工事と地区外排水路工事の経費を全て減額したことから、地方債の廃止を設定しております。

以上が歳入の補正でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。2款総務費、1項総務管理費につきましては、補正前の額から1,012万1,000円を減額し、補正後の予算額を1億1,325万3,000円とするものでございます。内訳といたしまして、1目一般管理費で職員人件費において現員現給による1,021万2,000円の減、2目財産管理費で公用車に給油するガソリン単価の上昇から燃料費において9万1,000円の増、3款衛生費、1項清掃費につきましては、補正前の額から13億5,553万2,000円を減額し、補正後の予算額を24億4,287万4,000円とするものでございます。内訳といたしましては、1目清掃総務費で職員人件費において現員現給による506万4,000円の増、4目次期施設建設で地域振興費において地域振興策開発エリアの取得に際し、使用している基礎単価及び合成単価の有効期限を迎えることから、単価修正のため不動産鑑定業務委託の増があるものの、施設整備費において事業計画の見直しから地盤改良の道路工事及び地区外排水路工事の経費全てを減額したことにより、13億6,059万6,000円の減。

6ページ下段から7ページにかけてご説明いたします。

3款衛生費、2項保健衛生費につきましては、補正前の額から164万1,000円を減額し、補正後の予算額を4億4,814万1,000円とするものでございます。内訳といたしまして、1目予熱利用施設費で燃料費の高騰から指定管理者の経営努力では補え切れない電気料金を組合が負担するため、温水センター指定管理料(電気高騰分)183万6,000円の増、2目環境衛生費で職員人件費において現員現給による347万7,000円の減、以上が歳出の補正でございます。

次に、一般職の給与費明細書につきましては、8ページから13ページに記載のとおりでございます。職員数につきましては1名が減となっております。

14ページを御覧ください。地方債に関する調書を添付してございます。詳細につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

以上で議案第1号、一般会計補正予算(第2号)の説明を終わります。よろしくご審議くださいませようお願い申し上げます。

○議長(長谷川則夫議員) 提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑に当たりましては、ページを述べてからお願いいたします。

質疑はございますか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長谷川則夫議員) 質疑はないものと認めます。

これより討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長谷川則夫議員) 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決をいたします。

議案第1号 令和5年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算(第2号)についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長(長谷川則夫議員) 賛成全員です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(長谷川則夫議員) 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。ご協力ありがとうございました。

令和5年第2回印西地区環境整備事業組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時33分)